

令和4年12月6日

令和4年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年11月30日 開会

令和4年12月6日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和4年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年12月6日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	新島 和貴君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和4年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和4年12月6日(火)

午前10時00分 開議

会 期 令和4年11月30日～12月6日(7日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(11名)  1 澤本 幹男議員 2 木村 圭議員 3 原島 幸次議員 4 石田 芳英議員 5 小山 辰美議員 6 小峰 陽一議員 7 伊藤 英人議員 8 相田恵美子議員 9 森田 紀子議員 10 宮野 亨議員 11 大澤由香里議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
4	—	議員派遣について	決定
5	—	町長あいさつ	—

(午後4時8分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は、11 名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、7 番、澤本幹男議員。

〔7 番 澤本 幹男君 登壇〕

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。おはようございます。

私から 2 点ほどお伺いをさせていただきます。

まず 1 点目でございます。小学校・中学校一貫教育についてでございます。

今年 9 月の一般質問で、木村議員から小学校のあり方検討委員会について質問がありました。そのご答弁の中で、この検討委員会を今年度中に 3 回程度とし、協議内容として、現状の古里小学校、氷川小学校におけるメリットとデメリットの確認、今後更に人口が減少した場合、統合や統合しないための協議を行う仮称の新たな奥多摩教育検討委員会の設置基準や委員構成案などについて協議をすとお話をされました。

そこで、統合や統合しない協議だけではなく、前向きな考え方として、小学校・中学校一貫教育についてより進めることはどうでしょうか。

近隣では羽村市が平成 23 年度に小中一貫教育をはじめています。当初は中 1 ギャップ、小学校から中学校への多くの不安解消に向けて始まったとされております。

奥多摩町では既に行っている部分もあると聞いております。小学校・中学校の一貫教育を今後発展させて、一貫校にして、より生徒一人一人に添った指導をするという考え方があるかどうか、お伺いいたします。

2 点目でございます。新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行についてでございます。

今年の 6 月から 8 月にかけて奥多摩町で新型コロナウイルスに感染した方が増加し、500 名を超えて町民の 1 割が感染しました。この冬には新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行が懸念されております。

インフルエンザは、新型コロナウイルスが流行した 2 年間は発症がなく、同時流行にはならなかったですが、今年は、専門家から同時流行の可能性が高いと指摘されております。

政府も同時流行が起きれば、ピーク時の1日の患者数は、新型コロナウイルスが第7波の2倍の45万人、インフルエンザは30万人として、合計で75万人に達すると試算をしております。外来患者が病院に殺到する可能性も指摘しています。

しかし、世界的にはマスクを着用する国が減っており、日本もインバウンドで海外からの観光客も増えてきています。観光立町を標榜する奥多摩町は、ウイズコロナ時代の中で様々な対応が求められています。

今年奥多摩町で新型コロナウイルスにかかった方が多かった施設が特養老人ホーム等でした。その対策も含めて、この冬の新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行にどう対応するのか、お伺いいたします。

- 1、特養老人ホーム等で、もし流行したらどのような対策を取るのか。
- 2、多くの発熱患者が奥多摩病院等に来院されたらどうするのか。
- 3、今年のクラスターの経験を今後どう生かすのか。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 7番、澤本幹男議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の小学校・中学校一貫教育についてにつきましては、教育委員会の所管となりますので、後程教育長から答弁をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行についてお答えをいたします。

1点目の特養老人ホーム等で、もし流行したらどのような対策を取るのかについてですが、町内に新型コロナウイルス感染症の専用病床がないことから、町は、東京都福祉保健局感染症対策部及び西多摩保健所との連携が不可欠であり、その一方で、町内の医療機関並びに特別養護老人ホームをはじめとする各施設と常に感染状況の情報共有を行い、施設内の感染予防、感染拡大防止を図っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は無症状もあり、今年の夏の第7波は、町においても町内施設を中心に感染急拡大の状況でありましたが、東京都及び町内関係機関との連携の下、西多摩保健所からは、感染発生施設への職員派遣による防疫対策の指導をはじめ、可能な限りの入院調整を図っていただいた一方で、町内においては福祉保健課による調整の下、町内医療機関と各施設との連携による検査や、都補助金を活用した町独自のPCR検査キットによる検査により、さらなる感染拡大防止を図ってまいりました。

議員ご説明のとおり、この冬は新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されており、先月 28 日には東京都西多摩保健所を中心とした西多摩 8 市町村の二次保健医療圏域における西多摩新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議体が開催され、町からは委員委嘱を受けている奥多摩病院院長と福祉保健課長が出席いたしました。

同協議体では、新型コロナウイルス感染症に係る対応も協議しており、第 8 波に向け、地域連携による西多摩圏域の感染症対応として、地域の皆で感染症に対応していく体制において限られた医療資源を最大限に活用するため、医療連携及び機能分担を推進する必要があるとし、地域が連携して感染対策を向上していくために、これまで以上にネットワークを強化していく必要があることを再確認したところであります。

具体的には、施設の配置医等を中心とした自主管理体制の推進及び青梅市立総合病院、公立福生病院、公立阿伎留医療センターの 3 公立病院を中心とした地域医療機関との連携強化、更には、重症・中等症患者の受入れを中心に、感染期を過ぎた入院、入所者の転院・再入所の調整推進を図るものであります。

町といたしましては、第 1 に、引き続き感染予防の周知啓発を図り、万一の感染発生時は、町内医療機関と各施設との連携の下、早期検査による感染拡大防止に努め、罹患者の症状によっては必要な医療の提供が受けられるよう、東京都に対し、入院調整を要請するとともに、防護服等の衛生用品を施設に支給し、施設の徹底した防疫対策を支援することによって、早期収束を図ってまいります。

次に、2 点目の多くの発熱患者が奥多摩病院等に来院されたらどうするのかについてですが、奥多摩病院における発熱患者の受付は、事前に電話連絡をいただき、来院時刻等を予約していただく取扱いをしております。

これまでの発熱患者に対する検査は、比較的感度が低いものの結果が早く出る抗原検査により判定し、発熱患者のご家族等で無症状の方には PCR 検査を実施していましたが、PCR 検査は外部の検査会社に委託するため、結果が判明するのは翌日以降になっておりました。

このため奥多摩病院では、感染が再拡大した場合に備え、検査体制を充実させるため、本年 11 月に PCR 検査機器と同様の性能を有する等温遺伝子増幅検査装置を導入いたしました。新しく導入した検査装置は、採取した検体をセット後、15 分程度で結果が判明しますので、以前のように採取した検体を厳重に密封し、ラベリングして検査会社に引き渡す等の作業がなく、迅速に新型コロナウイルスの感染結果が判明することで、他業務への対応も可能になると考えております。

政府は、この冬に懸念される新型コロナウイルスの感染第8波と季節性インフルエンザの同時流行に備え、外来医療の体制強化を進める方針で、行動制限は行わず、若年層を含むワクチン接種の加速などと併せ、医療提供体制の維持を図ることとしております。

コロナ禍の過去2年間は、行動制限の影響などでインフルエンザが流行しなかったため、国内で免疫を持つ人は少ないと見られ、今年の同時流行が懸念されております。

町では、コロナウイルスワクチンの接種間隔が5か月から3か月になったことによるワクチン接種、インフルエンザワクチン接種を実施し、高齢者への接種費用の助成も行い、接種による予防を呼びかけております。病院においても同時流行への危機感を持ち、日頃から職員一丸となり、業務を進めてまいります。

次に、3点目の今年のクラスターの経験を今後はどう生かすのかについてですが、今年の夏のように感染拡大期に老人福祉施設でクラスターが発生すると、感染者を受け入れる医療機関や宿泊施設が逼迫し、患者を施設で隔離する必要がありますが、奥多摩病院の医師が配置医となっている老人福祉施設では職員にも感染が拡大したため、対応する人員が不足し、奥多摩病院の医師や看護師を派遣し、支援に当たりました。

今後は、同様のケースが起きた場合、迅速に支援体制が取れるよう事前に協定を取り交わすなど、体制の整備を図ってまいります。

また、重症化予防としてワクチン接種は、町内施設においても推進しており、特に、町内老人福祉施設においては、インフルエンザ予防接種はほぼ完了し、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株対応のワクチン接種は、各施設の配置医とも連携の上、現在、利用者をはじめ、施設従事者の同時接種も実施しており、間もなく接種が完了する見込みであります。

いずれにいたしましても国は、新型コロナウイルス感染症への対策について基本的には行動制限をせず、社会経済活動との両立を図る方針であることから、町といたしましては、引き続き町民皆様、町内事業者皆様のご理解並びにご協力をいただき、感染防止として、屋内におけるマスク着用をはじめ、小まめな消毒、換気の徹底をお願いしてまいります。

また、発熱や喉の痛みなどの症状がある場合は、外出、出勤を控え、基礎疾患などがあり、重症化リスクの高い方は医療機関への受診を、重症化リスクの低い方は検査キットでの自主検査を促し、陽性時に自宅療養時の支援を希望される方は、東京都陽性者登録センターへの登録を案内するなど、引き続き周知啓発を図ることで、町内医療機関の通常の医療体制の逼迫を招かぬよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 7番、澤本幹男議員の一般質問、小学校・中学校一貫教育についてお答えいたします。

はじめに、小中一貫教育ですが、国においては、教育再生実行会議の第5次提言や中央教育審議会答申を経て、平成27年6月の通常国会で9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、関係政省令、告示と合わせて平成28年4月1日に施行されました。

この制度改正によって小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因していた様々な実施上の課題が解消され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備されました。

ご質問の小学校・中学校の一貫教育を今後発展させて、一貫校にして、より生徒一人一人に添った指導をするという考えがあるかどうかお伺いしますにお答えいたします。

町においては、平成29年度に奥多摩中学校、平成30年度に古里小学校と氷川小学校に学校運営協議会を置き、コミュニティ・スクールとして指定いたしました。

コミュニティ・スクールと小中一貫教育は、極めて親和性が高い取組です。コミュニティ・スクールは、学校と地域を繋ぐ仕組みですし、小中一貫教育は、小・中学校の児童・生徒間、教職員間を繋ぐ取組であり、いずれも児童・生徒に多様な者との関わりを持たせたいという願いが共通にあることができます。

また、コミュニティ・スクールの観点からすれば、小中一貫教育は、地域の支援を小・中学校で断絶させない仕掛けとも言えます。小学校の教員は、ずっと小学校の教員、中学校の教員は、ずっと中学校の教員を務めるケースがほとんどですが、小学生の保護者はいずれ中学校の保護者となります。もとより地域住民は、小学校だけ、中学校だけを見ているわけではありません。その意味では、保護者や地域の視点から見れば、中学校区を単位として学校教育を充実させる取組は、それを小中一貫教育と呼ぶかどうかは別として、言わば当然の帰結であると言えます。

中学校区を単位として小・中学校がネットワークをつくり、教職員が互いに支援し合い、学び合う体制をつくることによって、地域住民や保護者が学校を信頼し、課題を共有し、



学校を支援する活動が充実する。その意味では、小中一貫教育とコミュニティ・スクールは一体的に推進する意義が大きいものと言えます。

また、小中一貫教育が取り組まれてきた理由には様々なものがあります。そのうち最も広範に指摘されているものは、子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不応を起す、いわゆる中 1 ギャップと呼ばれる現象への効果的な対応の必要性です。

町においては小中一貫教育は行っておりませんが、小中連携を強化し、中学校教諭の出前授業、6年生の中学校体験等、中 1 ギャップ解消に向け、奥多摩町全校で精力的に取り組んでおります。

このように現時点では小中一貫教育は行っておりませんが、小中連携を行い、児童・生徒が、そして、町民が学校教育の指導目標である「通いたい、通い続けたい、通わせたい学校へ」と思えるように、引き続き小中連携事業を推進し、児童・生徒一人一人に添った指導を行ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） 2点ほど。まず新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行についてですけど、新型コロナの毎週金曜日ですか、防災無線で発表されているのは、実際東京都のほうからも含めて65歳以上ということになっています。今までは全町民が何名だとかいう発表をされていたんですけど、実際、町全体として増えているのかということが分からない部分があるかと思うんです。実際、65歳何名ですということですけど、ほかも含めて、本当に奥多摩町はどういう状況なのか。毎日、東京都全体では1万人とか何千人とか発表ありますが、そういう意味では、知らないのがいいのかもしれないけど、その危機感というか、町は増えていて大変なんだよということが実感する上では、どこかで大変だということの実際の数字を言わないことには説得性がないと思うんですけど、実際に保健所から来ないから発表できない部分があるのかは知りませんが、そういう意味では大変だということを町民に知らせる意味では、その数字というものはどういうふうに伝えたほうがいいのか、どう考えているのか、それをお伺いしたいと思います。

実際、数字があると、これはもう大変だなと。20名、30名、これは大変だなと。今までそうだったわけですね。その数字がないわけですから、65歳以下の人も含めての数字というものはどうして皆さんに、町民に大変な危機感を訴えていくかをちょっとお伺いします。

2点目でございます。小中一貫教育ということで、現状はコミュニティ・スクールはや

っているから地域と一体的に取り組むと、連携を行っているということで、ですから、わざわざ取り組む必要はなく、そのコミュニティ・スクールをやっていて連携しているんだから、改めてそういうことを問わずにやっているという解釈でよろしいんですかね。その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 7番、澤本議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の新型コロナとインフルエンザの同時流行に際し、町対策本部から週1回金曜日の夜に臨時放送を流しておりますけれども、その数値の状況を含め、町の状況、危機感であったり、その辺りをどう町として考えているのかについてお答え申し上げます。

議員ご説明のとおり、国は9月26日に全数把握を見直しを行うということで、東京都もそれに伴いまして、これまで感染者の全数、区市町村別も公表していたところでございますけれども、以後、国の公表方針に基づきまして4類型に該当する患者、具体的には、まず1点目としては65歳以上の方、2点目としましては入院を要する方、3点目としては重症化リスクがあり、治療薬、酸素投与等が必要な方、4点目としては妊婦の方、この方々を4類型という形で整理をいたしまして公表するというところで、現時点、町に正式に来る患者数としてはこの4類型というところでございます。

こちらを踏まえて町といたしましては、9月、10月の段階は、感染も落ちついたところもありまして隔週というところでありましたけれども、11月に入りまして感染者数も増加しているということで、隔週から今、毎週金曜日の夜に本部からの臨時放送というところでございます。

町のホームページには更に詳しく療養状況ということで、この4類型プラス、4類型には該当しないけれども、発熱外来、もしくは自主検査で陽性になられて、都の陽性登録センターに登録をされた方の患者数と合わせて町独自といたしますか、町内の医療機関から一報を受けて、陽性の登録をされない方も中にはいらっしゃいますので、その方も含めて現在の療養状況ということで、入院されている方、宿泊療養の方、自宅療養の方、療養先の調整中の方という形で、最新のものと、先週12月1日現在、2日に集計をして放送した4類型は3名でございましたけれども、先程申しました4類型プラス陽性登録の方と一報を受けている方については16名という形で町ホームページには公表しているところになります。

ただ、この点については、ホームページ上には集計という形で掲載しておりますが、正式に東京都から来る患者数としては4類型のみになりますので、臨時放送は、現時点は4

類型にとどめている状況がございますので、ご理解いただきたいと存じます。

ただ、第8波、もう入り口に入っているところでございますけれども、今後、感染拡大、特に懸念されている同時流行も含めて町内で感染拡大になる場合は、この4類型だけではなく、町全体の療養状況のところも含めて危機感を促すためにも周知する必要があると所管としては考えているところでございますし、場合によっては、これまでの町独自の対応という中で、本部長である町長からの臨時放送もこれまでに行ったところもございますので、そういった対応も含めて町内感染拡大、市中感染のような感染拡大の状況になる場合は、町長からの臨時放送であったり、その患者数についても4類型以外のところも含めて公表することで、今後も注意喚起を促していき、第8波を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

1点目については以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 7番、澤本議員の2点目のご質問にお答えいたします。

小中一貫教育の関係でございますが、コミュニティ・スクールをもってそれに充てるということではなく、コミュニティ・スクールの推進と小中連携というような形で一体的に進めていきたいというのが先程の教育長のご答弁でございます。

それでは、具体的に何かということでございますが、まず小中連携につきましては、やはり中1ギャップというような、議員ご質問のとおり、そのような問題もございますので、まずその解消に向けて各事業を推進するというところで3点ほど具体的に行っております。

まず1点目が小学校6年生が中学校に行く体験教室でございます。たまたま本日、実は、第2回目の体験事業ということで、氷川小学校の6年生、古里小学校の6年生が奥多摩中学校のほうに本日午後、2時間ほど出向いて体験していただきます。その中では、やはり中学校の授業等に慣れていただく、雰囲気慣れていただくというようなこともございますので、今回については、i P a dを使った授業実施ということで、i M o v i eを使ったプレゼンテーションムービー作りということで、氷川小学校、古里小学校の児童が中学校に出向いて校内を観察して、それをi P a dを使用したi M o v i eを使ってプレゼンテーションを行うというようなことを第2回目は考えております。

このような中学校の体験につきましては年間3回、既に6月に一度行っておりまして、2回目が本日12月の6日、3回目が2月の2日に予定しております。

それと逆に、やはり学校の先生が小学校に教えに行くという出前授業というものがございます。こちらについては、1月から3月の間に中学校の先生が全教科、小学校に出向い

て教えると。ただし、こちらについてもやはり中1ギャップということがございますので、小学校6年生を対象としたものになります。

それと3つ目が、これは小中の連携ということで、小学校・中学校の教員が協議会の中で小・中交流会を行います。こちらについては既に4月、10月に実施しておりまして、3回目が2月に予定しておりまして、この中で小中の連携について行っていくところがございます。

また、このほかにも発達の問題等もございますので、やはり保育園、小学校、中学校ということで、一体的に繋ぐというようなことで、令和5年度の教育目標の部分についてもその辺りを中心的に取り組んでいきたいというふうに今後考えておりますので、澤本議員ご提案のとおり、小中一貫教育に代わる小中連携を推進して、子どもたちの学びを発展していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 澤本議員、よろしいですか。

○7番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。非常に第8波のほうのコロナウイルスが心配されておりますし、いろいろとご担当者も含めて関わっている人大変だと思いますが、注意喚起を促されることによって我々も大変だなと思いますので、ぜひともいろんなことを含めて、町民が罹患しないように、もちろん自分で管理するのは当然ですけど、そういういろんな機会を捉えてお話をしていただければ有り難いなと思います。

また、小中一貫教育についても教員のほうの交流もされているということで、ぜひとも本当に子ども一人一人大事に育てていくということの指導をもって頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席及び中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 私からは、1点質問させていただきます。町有地である琴清苑跡地の有効活用についてでございます。

琴清苑の跡地は、奥多摩町では貴重な広い平地であります。奥多摩町庁舎建設候補地となりましたが、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンに指定されていることから不適地となりました。平たんな広さ 3,427 m<sup>2</sup>で町民の極めて大切な財産であります。このままでは、

この大切な財産が何も活用されることのできない無駄な土地になってしまいます。

東京都産業労働局森林事務所では、保安林の保全のために、局地的な豪雨や台風等による土砂流出を防ぐ谷止工（砂防ダム）を旧琴清苑上流の井戸入沢に平成 30 年より建設を行い、現在 2 基が完成しております。更に沢上流に 3 基目の砂防ダム計画があります。

砂防ダムは、上流の土砂流出量を想定してダムの規模等の設計を行います。しかし、このような土砂流出防止施設を設けても、レッドゾーンの解消となるかは都森林事務所では分からないとの見解でした。

町として、この極めて大切な町民財産 3,427 ㎡の土地を有効利用できるように、レッドゾーンを解消するための施策を講じるべきと考えます。町のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5 番、木村圭議員の一般質問、町有地である琴清苑跡地の有効利用についてお答えいたします。

旧琴清苑の跡地につきましては、琴清苑の建替えによる移転に伴い、令和 3 年 8 月 16 日に社会福祉法人双葉会から寄付を受けたもので、現在、土地の一部を奥多摩病院の職員用駐車場として活用しております。

この土地の一部は、議員からもご説明がありましたように、土砂災害特別警戒区域に該当し、開発に制限があることや立地条件及び土地の形状などから、現状のままでは今後、町として活用することが困難であると考えております。

こういった状況の中、J R 東日本グループのデベロッパーとして地域企業や自治体と連携し、青梅線エリアにおきましても地域活性化への協力や J R 用地以外の開発なども進めている株式会社ジェイアール都市開発から、当該土地の利活用について相談がございました。その相談の内容につきましては、ジェイアール都市開発が土地を借り、建物を含めた開発を行うものですが、具体的には、町内でクラフトビール醸造事業を行っているバテレ合同会社の事業拡大に伴い、その事業拡大が実現可能な用地を紹介していただきたいというものでありました。

町といたしましては、先程申し上げましたとおり、当該土地の利活用は難しいと考えておりますが、ジェイアール都市開発側では、大型トラックを使用した製品の搬出入を含め、クラフトビール醸造事業用地として適していること並びに土砂災害防止法など関係法令の規制につきましては、既に東京都などの関係機関に協議を行っており、諸条件をクリアし

た上で、当該事業を実施したいとの意向がございます。

バテレに関しましては、町のふるさと納税における返礼品で、同社が生産しているクラフトビールが一番の人気を集めていることや今後も成長が見込まれること、また、新たな事業拡大により、10名以上の雇用を予定していることなどから、将来への期待が持てるものと考えております。

町では、これまで複数回にわたりジェイアール都市開発と協議を重ねてまいりましたが、この事業は、単なる事業拡大ではなく、町、バテレ及びJR東日本グループが相互に連携し、奥多摩町の新たなスポットとして観光、経済、雇用、そして税収といった様々な面で地域にとっても有益な事業になるものと認識しており、事業の実現に向け、地域への説明も含め、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 邦男君） 木村圭議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。例えば町有地で、この土地以外にレッドゾーンというようなところはほかにもあるのかということと、今、町長がお答えいただいたジェイアール都市開発が開発すると。諸条件をクリアすればというようなお話でしたが、どのような諸条件が整うと、レッドゾーンのところに、例えば建物が建てられるとか、どういう条件なのか、その辺をお聞かせください。

それと、私が申し上げた井戸入沢の土留工ですけど、これから3基目ができるというふうに聞いていますけど、こういう土留工なり、或いは砂防ダムを造ることによってレッドゾーンを解消するということが可能であれば、ほかの地区、或いは民間の土地でもそういういい事例ができれば、それによって土地活用ができるということになりますので、この辺のクリアされる条件というのをはっきりすべきだと思いますので、よろしく願います。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、木村議員からの再質問にお答え申し上げます。

3点ございました。1点目でございます。町有地の関係で、ここの旧琴清苑の土地以外でレッドはほかにあるかというような、まず1点でございます。

一例ということで申し上げますけれども、小丹波と棚沢の中間に位置する入川というところがありまして、これも以前、寄付によって町が取得した、ちょうど昭石のダンプが出入りしてくるところで、そこの国道から折れて少し昭石に行くのと別に、下に下っていく町道があるんですけども、そこの先を今後定住の関係で活用したいということで進めております。ただ、ここもやはりレッドだったということで、なかなかすぐの活用ができな

ったということなんですけども、ここの部分につきましては、そこの町道の道上といえますか、石垣というか、擁壁の部分がございます、そこが高さの関係とか、強度の関係含めてレッドだったんですけど、ここを改良いたしまして、要は補強とかそういう形を取って、ここについては今後、東京都のほうでもレッド解除すると。ただ、イエローは残るということなんですけども、一般的な活用が可能になるということで、こちらが一例でございます。

それから、2点目でございます。今回、ジェイアール都市開発というところが、その旧琴清苑の土地を使いたいということで、工事関係についてもそちらで進めるということで、先程町長からもご答弁申し上げましたとおり、東京都の関係局と何回か協議したということで、木村議員のほうからは、そこに建物等整備するのにどういう条件についてクリアの方法があったのかというようなご質問かと思えます。

こちら木村議員からございましたように、あそこ土地の山側といえますか、後ろに河川というか、背負ってございまして、そこが氾濫するというような意味合いのレッドなんですけども、現状の対策としては幾つかありまして、基本的にレッドを外すというのは難しいというような話の中で、1つとしては、建物の外側部分、外構といえますか、いわゆる塀といえますか、壁になるんですけども、あそここの条件で1mの高さの塀を、囲いを造れば、それも強度は必要だと思えますけども、レッドは外れないんですけども、その中に建物を建てていくことは建築確認申請の条件では大丈夫だというような話が1点と、ただ、そうすると今度駐車場とか敷地が狭くなってしまいうことがありますので、もう一つ今、検討されているというお話の中では、建物自体を強度の高い構造にするということで、具体的には鉄筋コンクリートとか、そういう考え方もあるようです。

その鉄筋コンクリートの建物という考え方でいきますと、小丹波の若者住宅の一番最初に造った熊野神社の横の集合住宅ですけども、あそこはやはり鉄筋コンクリートで造ったということもありますので、そういうやり方もあるということかと思えます。

それから3点目、井戸入沢の土留工のことで3基目がこれからというようなことで、砂防工事等々ということでございます。レッドを解消できるなら事例があれば活用をとというようなことで、やはりレッドについても沢の氾濫であるとか、それから山のほうから崩れてくるとかいろんなケースがあると思えますので、一概にこれがいいというやり方がなかなか難しいのかなという感じはいたします。ただ、先程一例で申し上げますと、最初に申し上げました入川のやり方というのはあるのかなと思えます。

ただ、やはり時間と経費の部分とかもあったり、また、我々事業を行うに対しても費用

対効果の部分ということもありますので、その辺全て見渡してみて、できるかできないかという見極めは一定の部分ではしていかなければいけないかなという感じでございます。

また、町のほうでも広範囲なことになりますと、今度逆に東京都のほうに治山とかいう部分もありますので、要望とか、そういう形で今までもやっておりますけども、そういった形で東京都に対しても支援、また、レッドの解消に向けて引き続き働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

議員からクリアする条件はつきりすべきというようなこともありましたので、この辺についても当然私たちの町がそういう地形の中で、非常に開発しにくいという場所でございますので、それぞれ事業課もございますので、関係局に対しても今後そういった確認も含めて、そういう条件等については今後また精査なり、確認をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 木村議員、いかがですか。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。バテレもそういうことで、町として非常にかなり有効な事業やっている会社という評価だろうと思うんですけど、聞くところによると、貯蔵タンクを5m以上とか、そういうものも計画しているように聞いていますんで、何基それを造るかによって建物の大きさも変わってくるかと思えますけど、あそこが有効利用できれば非常にいいかと思えます。

あと都の建設局なんかが砂防ダムを造った場合に、例えば砂防ダムの背面を定期的に土砂の堆積を除去して、そういう土砂災害を防ぐという形のやり方もあるというふうに聞いていますけど、やはり奥多摩はレッドゾーンの部分が相当ありますんで、何とか使える形を取らないと、例えば若者住宅に住んでいて、ある時期たつて、じゃあ次にという、住宅地がなくて、結局青梅のほうに出してしまうとか、そんなような話も近いところで聞いたりしていますんで、何とかそういうレッドゾーン、或いはイエローゾーン、そういうところを利活用できるように町も、民民の話かもしれませんが、そういうところに力を注いでいただいて、若者が出ていかないような方策を取っていただければと思いますんで、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思えますけども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 5 分から再開します。

午前 10 時 50 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12 番、原島幸次議員。

〔12 番 原島 幸次君 登壇〕

○12 番（原島 幸次君） 12 番、原島幸次です。

私からは、2 件質問させていただきます。

まず 1 件目なのですが、デジタル田園都市国家構想推進交付金制度の取組についてでございます。

政府は、デジタル技術で地方活性化を後押しするデジタル田園都市国家構想を推進するため、従来の地方創生推進交付金など 3 つの交付金制度をデジタル田園都市国家構想推進交付金に統合いたしました。

交付金の対象となる事業は、企業の本社から離れたサテライトオフィスの誘致、ICT（情報通信技術）を使った農林水産業の活性化、遠隔診療の導入などへの活用、マイナンバーカードを様々なサービスの基盤と位置づけており、交付金の査定では自治体ごとのカード普及率を考慮しております。普及が進んでいる自治体には、金額の上乗せを検討するなど、マイナンバーカードの普及を加速する狙いもあります。

当町としては、従来の地方創生推進交付金が減額となれば財政状況が厳しくなり、各事業に影響を及ぼす可能性がございます。デジタル田園都市国家構想推進交付金に対して上乗せするための今後の取組についてお聞かせいただきたいと思っております。

2 件目なのですが、小・中学生の不登校の状況についてでございます。

不登校の小・中学生が昨年度、過去最多の 24 万人に上ったことが文部科学省の調査で分かりました。不登校は毎年少しずつ増加したが、前年度から一気に 25%も増加いたしました。文科省は、病気やコロナの感染回避で学校を休んだ場合などを除き、年間 30 日以上欠席したケースを不登校と定義しております。

ここ二、三年、コロナ感染が急拡大し、学校では給食中の会話を控え、黙食が徹底されました。体育の授業ではいろいろ制限され、運動会、各種行事、修学旅行等が中止となり、友達と自由に交流できず、人と触れ合う場面が減り、学校が楽しくないと考える子どもが増え、登校意欲が低下したのではないかと考えられます。

また、休校や学級閉鎖が相次ぎ、オンライン授業も増え、登校する機会が減少、体調が

優れないときは無理して登校しなくていいという雰囲気もありました。

不登校の増加には、コロナの影響とは別に、スマートフォンの使い過ぎによる寝不足、パソコンやスマホでの中傷や嫌がらせなどの要因も隠れているのかも分かりません。

欠席が長引くと授業についていけなくなり、友達の輪に入りにくく、更に登校しづらくなり、不登校となるおそれがあります。当町の現状と不登校の子どもや保護者への対応についてお伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 12番、原島幸次議員の一般質問にお答えをいたします。

2点目の小・中学生の不登校の状況についてにつきましては、教育委員会の所管となりますので、後程教育長から答弁をさせていただきます。

はじめに、デジタル田園都市国家構想推進交付金制度の取組についてですが、政府は、来年度予算概算要求に当該交付金の関連経費を盛り込んでおりましたが、今年度の第2次補正予算案に前倒しをして、地域のデジタル化や活性化に向け、従来の交付金を再編したデジタル田園都市国家構想推進交付金制度を創設することとしております。

今回の補正では、デジタル実装と地方創生拠点整備の2つのタイプにそれぞれ400億円を計上することとしておりますが、デジタル実装タイプのうち、全国のモデルとなり得るスマートシティのような先進的な取組への支援に関しては、マイナンバーカードの交付率が全国平均以上でなければ申請ができない仕組みとされております。

また、同タイプのうち、デジタルを使った他地域で行われている優良事例を参考にした取組については、事業採択に当たりマイナンバーカードの交付率を考慮するとされているほか、マイナンバーカードの申請率が7割に達した自治体については、補助率を優遇してカードの多機能化を支援することで、他地域への横展開やマイナンバーカードの普及に繋がることも期待をしております。

このデジタル田園都市国家構想は、岸田首相が打ち出した地域活性化策で、デジタル技術を活用して生活の利便性を向上させ、全国どこでも快適に暮らせる社会を目指しておりますが、一方では、議員からご説明がありましたとおり、マイナンバーカードの普及といった側面も持ち合わせているものと考えます。

なお、11月17日に開催されました全国町村長大会の後の記者会見では、熊本県の嘉島町長である荒木全国町村会長が交付金へのカード取得率反映に反対する旨の発言をしております。同様の声は、知事や市長からも懸念の声が上がっているとのことでもあります。

荒木会長は、自治体の事業が制限をされることがあってはならないとし、特に町村の場合、高齢者の多い地域で交付率が悪いという事情についても言及しております。

また、栃木県茂木町長である古口会長代行は、マイナンバーカードは、デジタル化の第一歩。国も県も町村も一緒に交付率を高めていかなければならないとしつつ、高齢者は、カードのメリットが分からず、交付に繋がりにくいと心境を語っております。

現代社会におきましては、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が必要であり、町におきましては、この4月から総務課にデジタル推進係長のポストを配置したところであり、デジタル化推進の課題に対して東京都等の協力もいただきながら取組をはじめました。

こういった中で、議員からは当該交付金の減額交付や町財政状況への懸念と今後の取組についてご質問をいただきました。町では現在のところ、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用する事業の予定はございませんので、町財政に対して直接的な影響はないものと考えておりますが、今後を見据え、必要な情報収集に努め、国等の動向には注視をしまいたいと考えています。

また、マイナンバーカードの交付率についてですが、今年10月末時点で、全国平均は51.1%であるのに対して、町は39.5%という状況であり、荒木会長が言及しました高齢者の多い地域という要因もあろうかと思えます。

この状況に対しまして、町では10月に開催いたしました奥多摩ふれあいまつりの会場におきまして出張申請ブースを設けるとともに、11月26日の土曜日には住民課において休日臨時窓口を開設し、高齢者を含めた住民へのきめ細かい対応を図りながらマイナンバーカードの普及に努めております。

また、マイナンバーカードの普及促進と消費活性化を目的としたマイナポイント申込み支援臨時受付窓口を開設して手続のお手伝いを行っております。

町といたしましては、今後も必要な対応を進めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 12番、原島幸次議員の一般質問、小・中学生の不登校の状況についてお答えいたします。

はじめに、不登校児童・生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、或いは社会的要

因、背景により登校しない、或いはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されております。

町の現状ですが、10 月末現在、不登校で休んでいる児童は 1 名、生徒は 6 名の計 7 名となっております。町は小規模校であるため、詳細な状況をこの場でお答えしますと、個人が限定してしまうおそれがありますので、状況については人数のみお伝えしますので、ご理解をお願いいたします。

町の不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指します。また、児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することから、義務教育段階の学校としては、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であります。

また、不登校児童・生徒への支援については、児童・生徒が不登校になった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有し、組織的、計画的な個々の児童・生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であります。

更に、既存の学校教育になじめない児童・生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があり、児童・生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人や家族の希望を尊重した上で、教育支援センターや別室登校、ICTを活用した学習支援など、様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行っています。

また、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、不登校児童・生徒の保護者の個々の状況に応じた働きかけを行うことが重要であります。不登校の要因、背景によっては、福祉保健課や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働きかけを行います。そのためには家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であり、その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや訪問型支援による保護者への支援策、保護者が気軽に相談できる体制を関係機関と連携し、整えております。

いずれにいたしましても不登校児童生徒が生じないようにするためには、魅力ある学校

づくりが重要であり、いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり、児童・生徒の学習状況等に応じた指導、配慮の実施、保護者、地域住民の連携、協働体制の構築、将来の社会的自立に向けた生活習慣づくりに取り組み、不登校が生じない学校の指導目標である、通いたい、通い続けたい、通わせたい学校へ引き続き推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 原島幸次議員、再質問ありますか。どうぞ。

○12 番（原島 幸次君） 今後も不登校、或いはいじめがいつ起きるか、学校がある限り分かりません。そのためには学校と、それから家庭とが密な連絡を取っていただいて、不登校を出さない、いじめを起こさない、そういう積極的な情報共有が必要ではないかと考えます。

また、不登校がそのまま今度はひきこもりになってしまって、40、50 になっても社会へ出られない、或いは一生涯何のために生まれてきたのか、自分の人生は何だったのかというようになってしまう可能性があります。非常に大事な一人の人間を駄目にしてしまう、この不登校から始まる可能性もあります。その辺もよく教育委員会のほうも注意していただきながら、家庭、学校、いろいろな分野に相談していただいて、一人でもまた社会に戻せるような取組をやっていただきたくお願い申し上げまして、回答は結構でございますので、私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、12 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席及び中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、9 番、石田芳英議員。

〔9 番 石田 芳英君 登壇〕

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

私からは、1 点、奥多摩町における自治体DX化などについてご質問させていただきます。

DXとは、デジタルトランスフォーメーションの略ですけれども、政府によるDX推進策が加速する中、レガシーシステムからの脱却が急がれています。レガシーシステムの抱える問題点とは、①ソフトウェアの保守・サポート切れ、②ソフト運用と保守を担当するIT技術者の不足、③システムアーキテクチャーの老朽化、④セキュリティの脅威、⑤運用コストの増大などです。

令和4年9月15日の木曜、都民ファーストの会で自治体DXの研修を受けました。この中で、自治体DXとは単なるアナログからデジタルへの移行、いわゆる①情報化だけでは

なく、②ICT化、③新しい価値創造を含む新しい事業展開を含むとのこととございます。

スマートシティ東京実施戦略が今まさに動こうとしています。これを実施するには、庁舎スペース確保や機材調達、企画、立案、実施する人員が必要で、今の庁舎では大変厳しいですが、新しい庁舎の中では、このコンセプトによる導入が可能になってくると考えます。

以前、新地方公会計システム導入の一般質問を行い、導入を進めるとのご答弁をいただきましたが、これも同様に、庁舎スペース確保や機材調達、計画、立案、実施する人員が必要になってきます。時期を失しないことにすることが肝要かと思えます。

質問でございます。

1点目、自治体DX化の今後の取組のお考えについてお尋ねいたします。

2点目、新地方公会計システム導入の取組の現状についてお尋ねいたします。

以上2点、町長のご所見をお伺いいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、石田芳英議員の一般質問、奥多摩町における自治体DX化などについてお答えいたします。

1点目の自治体DX化の今後の取組についてですが、はじめに、国においては行政分野のデジタル化の遅れに対処するとともに、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することで、多くの課題解決や経済成長に繋げることを目指し、令和2年12月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が策定され、令和3年9月1日にはデジタル庁が発足、同年12月に誰一人残されない、人に優しいデジタル化を目指し、デジタル社会の実現に向けた重点計画が策定されました。

また、本年9月には、自治体が重点的に取り組むべき事項を示した自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画の改定版が策定され、住民と近い存在にある地方自治体では、デジタルの活用によって多様な幸せを実現できる社会を実現するため、より一層のDXの推進が求められているところでございます。

石田議員のご質問にありますレガシーシステムにつきましては、新しい技術の普及などにより、古くなった技術や仕組みを基に構築されている基幹システムと捉えておりますが、レガシーシステムが引き起こす問題としては、経済産業省が発表したDXレポートにおいて企業で利用されている既存システムが老朽化、複雑化、肥大化、ブラックボックス化することで多様化するビジネスモデルに対応できなくなり、企業同士の競争力が低下した結

果、多額の損失をもたらすと警告をされております。

町では、住民情報や税情報を管理する基幹系のシステムにおいては、平成 23 年の 10 月から西多摩郡の 4 町村でクラウド化による共同運営を開始し、令和 3 年 10 月に 2 回目のシステムの更改を終え、現在は 3 期目の運用に入っております。

自治体の基幹系システムは、住民票の発行や税証明の発行など、住民生活に必要不可欠な行政手続を行うシステムでもありますので、引き続き必要なバージョンアップを実施しながら適正な運用に努めてまいります。

また、基幹系のシステムのほかにも日々の業務において不可欠なものとして、内部情報系システム、インターネット系システム、財務会計システム及び文書管理システムなど多様なシステムを利用しておりますが、これらについても既にクラウド化を図り、運用を行っております。クラウド化をすることで、データを保管するサーバーなどのハードウェアを庁舎内に設置するなど物理的にスペースを確保する必要がなく、メンテナンスにおいても専門的な人材の確保やクライアント端末の個々の設定といった手間やコストが抑えられます。

一方では、ネットワーク回線の障害やサイバー攻撃などのセキュリティ上のリスクもありますので、万一障害や問題が発生した際にも適正に対処できるよう、運用に努めてまいります。

自治体の D X 推進に当たっては、自治体デジタルトランスフォーメーション（D X）推進計画において、自治体 D X の重点取組事項として、1 に、自治体の情報システムの標準化・共通化、2 つ目に、マイナンバーカードの普及促進、3 つ目、自治体の行政手続のオンライン化、4 つ目、自治体の A I ・ R P A の利用促進、5 つ目、テレワークの推進、6 つ目、セキュリティ対策の徹底の 6 つの重点取組事項とデジタルデバイト対策などの自治体 D X の取組と合わせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組、オープンデータの推進などの各団体において必要に応じ実施を検討する取組がそれぞれ取組方針として掲げられております。

石田議員のご説明のとおり、自治体 D X とは、単なるアナログからデジタルへの移行ということではございませんので、デジタル技術や情報通信技術の活用により、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げ、住民の利便性の向上を図ることが求められてまいります。

町といたしましては、自治体デジタルトランスフォーメーション（D X）推進計画を基本として、町の D X を一層推進するための基本的な考え方や方向性を示した奥多摩町デジ

タルトランスフォーメーション（D X）推進方針を策定し、この方針に基づき、D Xの推進に当たっては、庁内の横断的な連携や協力、全庁的な情報共有が必要不可欠でありますので、本年7月から8月にかけて奥多摩町D X推進本部及び奥多摩町D X推進部会を設置いたしました。

D Xの推進に当たっては、まずは役場業務の見直し、業務の効率化を図るべく、各課が横断的に情報共有を図り、役場庁内のD X推進の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、その中においてデジタル人材の確保・育成ということは最も重要なことと捉えておりますので、職員の意識向上のため、D Xに関する研修を管理職や一般職員に向けて実施し、更には外部人材の活用なども視野に入れながら、奥多摩町の実情に合ったD Xの推進を引き続き検討してまいります。

次に、2点目の新地方公会計システム導入の取組の現状についてですが、町では令和4年度一般会計予算におきまして地方公会計財務書類等業務委託に係る予算を計上し、地方公会計システムの更新及び財務書類の作成などについて一括して委託させていただく方式に変更することを令和4年第1回町議会定例会の予算特別委員会においてご説明させていただきました。

従前は、職員が直営で実施しておりましたが、当該業務には簿記等に係る専門的な知識を要すること、また、仕分作業といったものも含め、財務書類の作成に多くの時間を要する状況であり、当該業務を含め、複数の業務を限られた職員で担当することに課題があったことから、取組方法の見直しを行いました。

取組の現状ですが、これまでは財務書類の作成が予算執行の翌年度決算に間に合わず、翌々年度の完成となっておりましたが、取組方法の見直しにより、国が求める翌年度決算に間に合うよう、今年度中には令和3年度分の財務書類が作成できる見通しとなっております。

なお、町が作成している財務書類は、総務省の示す統一的な基準に基づき作成しており、貸借対照表（バランスシート）、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4表で構成されており、町ホームページにおいて公表を行っております。

○議長（高橋 邦男君） 石田芳英議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） 答弁どうもありがとうございました。今ご答弁のように、基幹システム、内部系、また、財務とかバージョンアップされているということで、D Xに関しても推進本部でしょうかね、それを設定して今後も改善をされるということでしたので、



ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、財務会計についても仕組みは大変複雑なので、外部に委託されるということで、こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ソフト面のインフラ整備というのは、設定とか、人材の育成というのは大変時間がかかりますけれども、一旦設定して運用すれば大変効果的に行政の改善とか、効率が上がってくると思ひますので、ぜひしっかり設定していただいて、あとどういうふうに使われるか、効果にどう反映するかということも大事になってくると思ひますので、そういう面もぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

私からは、特に再質問はございませんので、これで終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、4番、小山辰美議員。

〔4番 小山 辰美君 登壇〕

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

それでは、私からは1点質問させていただきます。食品ロスへの町の対策について。

現在、食べ残しや賞味・消費期限切れ、売れ残りなどによる食品の廃棄、食品ロスが世界的に問題化しております。令和2年度の国の推計では、世界で年間13億t、日本では522万t、家庭系で247万t、事業系で275万tと言われております。

この食品ロスは、大量の食べ物が無駄になるだけでなく、廃棄処理への多額のコストや焼却から出るCO<sub>2</sub>の排出、焼却灰の処理による環境悪化などが心配されます。

この食品ロス削減は、世界が避けて通れない喫緊の課題となっております。そのため国連では、SDGsの目標の一つに設定され、2030年までに小売・消費レベルにおける1人当たりの食料の廃棄を半減に、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させることを目指しております。

日本においても2019年10月より、食品ロス削減推進法が施行され、各省庁を中心にSDGsに取り組もうとする機運が高まっています。徐々に食品ロスは低下しておりますが、目標達成には政府を中心に、食品メーカーや飲食店、小売店、家庭など、オールジャパンでの取組が必要と思われれます。

町においても一般廃棄物処理基本計画の基本方針の中に、水切りの徹底と食品ロス、食品廃棄の削減を打ち出しています。また、今年のふれあいまつりにおいては、ごみ減量P

Rブースを設置し、家庭に眠っている食品を提供していただき、必要としている方へ届けるフードドライブへの協力を呼びかけていました。

今後、町もSDGsの達成に向けて一時的な取組にとどまることなく、現在取り組んでいる可燃ごみ10%減量化大作戦とともに、食品ロス削減へ積極的に取り組むべきであると思います。

そこで、次の質問にお答えください。町における食品ロスの現状と削減への取組の状況について。今後の食品ロス削減に対する町の考えをよろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、小山辰美議員の一般質問、食品ロスへの町の対策についてお答えをいたします。

食品ロスの問題につきましては、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が世界的にも重要な課題となっております。世界には栄養不足に苦しむ人々が多数存在する中において、とりわけ大量の食料を輸入に依存している我が国として真摯に取り組むべき課題であると認識しております。

世界の食料廃棄量は年間13億tと推計され、人が消費するために生産された食料の3分の1が廃棄されており、食料の生産に伴うCO<sub>2</sub>排出量は、世界全体の排出量の約25%を占めております。

また、日本において1年間に発生する食品ロスの量は、議員からございましたとおり、国の令和2年度の推計値では522万tとされており、日本人1人当たりの食品ロス量は年間41Kgで、毎日、日本人1人当たり、お茶わん1杯分のご飯を廃棄しているのと同じ量に相当します。

食品が私たちの手元に届くまでには、生産、加工、流通といった各過程においても温室効果ガスが排出されており、地球温暖化にも大きく影響しております。

国は、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律を制定し、食品ロス削減の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減に関する重要事項を定めております。

また、東京都では2019年12月に未来を切り開き、輝き続ける都市を実現する脱炭素戦略として、ゼロエミッション東京戦略を策定し、気候危機に立ち向かう行動宣言を行っております。このゼロエミッション東京戦略は、6分野、14施策で構成されており、その施策

の7として、食品ロス対策が掲げられております。

現在では、食料が豊富に存在することが当たり前となり、もったいないという理念が希薄化してしまっていますが、今後は食品ロスの削減が特別なことではなく、例えば賞味期限間近の商品を率先して買うことが自分のこだわりであり、自分のポリシーであるといった消費行動が継続的な取組となることが大切であります。

また、食品関連企業にとって食品ロスの発生は、コスト面の経済的な損失だけでなく、企業の社会的責任の面からも優先的に対処すべき事項であり、今後、食品ロス削減に取り組むための機運を醸成し、事業者や消費者など各主体の自主的な行動及び連携した取組を強力に推進することとしております。

ご質問の1点目、町における食品ロスの現状と削減への取組状況についてであります。町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、奥多摩町一般廃棄物処理基本計画を策定しており、ごみ処理基本計画の基本理念として、環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築を目指しております。

この基本理念の実現化に向けた基本方針として5つの基本方針を定めておりますが、その一つとして、水切りの徹底と食品ロス・食品廃棄物の削減を掲げており、生ごみの水分を減量することで、ごみの減量化を進めるとともに、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスや食品廃棄物の削減に向け、事業者や住民皆様への普及啓発に努めております。

また、先般開催いたしました奥多摩ふれあいまつりの会場におきまして、奥多摩町廃棄物減量等推進員の皆さんにご協力をいただき、「生ごみの減量作戦」と題したチラシを配布し、食品ロスの削減に協力をお願いするとともに、ごみ減量PRブースにおきましては、食品ロスに関するアンケート調査を実施、男性63名、女性127名の合計190名の方から貴重なご意見をいただくことができました。

アンケートでは、「食品ロスに関心がありますか」の問いに対して「関心がある」、または「やや関心がある」とご回答いただいた方を合わせますと182名となり、96%の方が関心を持たれている結果で、「余り関心がない」と答えていただいた方は8名で4%でありました。また、「食品ロスに関して意識して行っていることはありますか」の問いでは、複数回答で403件の回答をいただき、「食事を残さない」との回答が116件で28.8%、「必要なもの以外は買わない」が109件で27%、「必要な分だけ買う」が83件で20.6%、「食材・食品を無駄なく使う」が93件で23.1%、「特に意識していることはない」が2件で0.5%というアンケート結果で、住民皆様の食品ロスへの意識の高さがうかがえる結

果でありました。

また、これまで取組を行ってまいりました可燃ごみ 10%減量化大作戦では、1年間を通し、目標値をクリアできたのは1度だけでありましたが、令和3年度の総ごみ排出量は1,783tで、近年ではじめて1,700t台を達成し、前年度比マイナス71tと大幅な減少となりました。このうち食品ロスを含む可燃ごみは24tの減少で、1年間を通して住民皆様にご協力をいただいた成果の表れであると感じております。

引き続き今回のアンケート調査の結果等を踏まえ、食品ロスの削減、或いは可燃ごみの減量に資する取組を継続して実施してまいります。

次に、ご質問の2点目、今後の食品ロス削減に対する町の考えについてであります。世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えております。

食品ロスの削減は、そのために誰もが取り組める身近な課題であり、消費者や事業者など、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識することや、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが大変重要であると考えますので、町におきましても広報おくたまや町ホームページなど、様々な媒体を活用しつつ、創意工夫を凝らし、持続可能な社会の構築を目指し、住民皆様や事業者皆様に食品ロス削減への取組、或いは意識の醸成について更なる働きかけ、普及啓発に努めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 小山辰美議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） 再質問ではないんですけども、ちょっと教えていただきたいんですけども、学校給食で児童・生徒が残される給食はどのぐらい。申し訳ない、今の質問の趣旨とちょっと違うかもしれないんですけども、お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 4番、小山議員のご質問にお答えします。

学校給食の関係でございますが、昨年度の途中からごみの持込量を減らすために対策も取っております。

まず現状でございますが、令和4年度の4月から11月現在でございます。月のごみの量につきましては4,383.3kg、その残菜ごみがうち2,500.8kg、ビニール、ペーパータオル、その他のごみが1,026.3kg。現在、対策の部分にも係るんですけども、昨年度からごみの減量化を図るために観光産業課のほうにご協力をいただきまして、海沢の農園の堆肥処理ということで、当初、前教育長の若菜教育長が堆肥化するのに処理施設を入れるという

ことを考えていたんですけれども、やはり町としてはコストがかかるということですので、コストもかからない海沢農園に堆肥をするということで、今年度 856.2kgを海沢農園のほうに持ち込んでおります。

ですので、単純に申しますと、海沢農園に持ち込んでいるのが 19.5%、残菜ごみが 57.1%、ビニール、ペーパータオル等其他のごみが 23.4%ということで、通常に考えて約 20%のごみが給食関係で減量化できているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） よろしいですか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） ありがとうございます。今コロナ禍で、なかなか宴会も少ないんですけれども、宴会が飲食等増えてくると、最初と最後だけ食事はするけれど、中間は飲みながら、いろいろな話があってどうしても残ってくると思います。その中でやっぱり町の事業者への指導も必要じゃないかなと思います。鳩の巣にあるはとの巣荘ですか、あそこで一度やったんですけれども、あそこは一回食べないと次のものを持ってこない、そういうシステムだったんで、これいいなと思ったんで、ちょっと報告です。

ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、4番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますけれども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（高橋 邦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

2問質問させていただきます。

まず1点目ですが、新教育長の就任に当たり、目指す奥多摩の教育についてお伺いします。

若菜伸一前教育長の任期満了に伴い、賛成多数により議会の同意を得て、令和4年10月

1日付で新教育長が承認されました。若菜伸一前教育長は、入庁から約40年間にわたり勤務に精励され、平成28年10月1日より制度が改正された教育長として2期6年務められました。大変お疲れさまでした。

新教育長、野崎喜久美氏は、羽村市及び丹波山村での教育行政の経験が豊富だと聞いておりますが、新任に当たり目指す奥多摩の教育方針についてお伺いします。また、町三役の一員として、この町の将来像について考えがあればお聞かせください。

2点目です。子育て・定住支援事業について。

近年、近隣の自治体でも人口減少に歯止めをかけるため、奥多摩と同様な政策を打ち出していると聞いております。同様な政策が発表されると、東京都の西の端にある自治体である奥多摩町は、大きな影響を受けることが予想されるため、早急に対策を考える必要があると思います。

私の案ですけど、例えば結婚の奨励、あっせん、出生率を上げる対策、在町者の町外への移転防止、50歳代の移住誘致、安価な土地の提供（空家の事務処理を積極的に進めて住宅地にする）、休耕地の宅地への変更により土地のあっせん、不動産関係の有資格者を配置して、先程の安価な土地の提供、それから、休耕地の宅地への変更を積極的に進める、民間に委託してはどうかということです。相談窓口の常設、懇切丁寧な対応、ソフト面が大事だと思うんですが、などを知恵を出し合い、強力的に進めるなど対策を考える必要があると思います。今後の対策について、町の考えをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、小峰陽一議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の新教育長の就任に当たり、目指す奥多摩の教育について問うにつきましては、教育委員会の所管となりますので、後程教育長から答弁をさせていただきます。

まず2点目の子育て・定住支援事業についてですが、町では少子高齢化による不安や新たな課題を解消するために、平成20年3月に地域全体で子どもや子育てを支援し、保護者の経済的負担の軽減を図ることで住民皆様が安心して子育てができる環境を整備することを目的に、奥多摩町子ども・子育て支援推進条例を制定し、以後、様々な制度や事業の見直しを行いながら、現在まで全国でも有数の支援策を実施しております。

第5期長期総合計画では、過疎化が進行する町の最大の課題である人口減少への取組として、少子化対策と定住化対策を奥多摩創造プロジェクトに位置づけ、重点的に、また、積極的に政策を推進し、これまでの各種政策により人口減少のスピードは緩やかになって

おり、一定の効果は見られますが、全国的に人口が減少していく中、引き続き厳しい状況にあります。

この奥多摩創造プロジェクトでは、活力ある地域づくりのための少子化対策として、出会い・暮らし、子育て・教育の分野を、また、住みたい方が住める町を築くための定住化対策として、仕事、住まいの分野を推進することとしております。

議員からは、近隣の自治体でも人口減少に歯止めをかけるため、同様の政策を発表された場合に奥多摩町が影響を受けることが予想されるため、早急に対策を考える必要があると思う。今後の対策についてとして8項目の具体例をお示しいただきました。

町における今後の対策といたしましては、現行の第5期長期総合計画を基本としつつも、町営若者住宅の入居期限を迎える方々が見込まれる中、議員がおっしゃられるとおり、宅地の確保及び提供については優先的に取り組む必要があり、喫緊の課題の一つであると考えております。

宅地の確保については、町の多くは急峻な地形にある中で、新たに宅地を造成するには費用がかさむ傾向にありますが、比較的平坦でまとまった用地が確保できる場所については、分譲地の整備を中心に進めてまいりたいと考えております。

同時に、空家・空地の活用は、様々なニーズに対して迅速な対応を図ることができ、有効であると考えており、この点につきましては引き続き奥多摩町空家等活用促進事業交付金の周知を行うなどして、更なる空家の活用や解体並びに空家バンクへの物件登録数が伸ばせるよう、所有者へのアプローチとご理解をいただくための努力をしてまいりたいと考えております。

今年度、東京都におきましては、有楽町の交通会館に多摩・島しょ地区への移住定住促進を目的として移住相談窓口を開設いたしました。町では、この移住定住相談窓口の相談員へ町の住宅情報を提供し、窓口での案内をお願いするとともに、各種定住促進パンフレットを配置し、当町への移住希望者の増加に繋がるようPRに努めているところであります。

一方、ソフト面となる少子化対策については、随時見直しを行っており、まず出会いの場といたしましては、コロナ禍の影響等を踏まえ、お見合いパーティの代替として結婚相談所の利用費助成を令和3年度から試行的に実施するとともに、子育て支援策といたしましては、15項目にわたる子ども・子育て支援推進事業について、本定例会の初日にご決定いただきました高校生等の医療費の助成に関する条例の施行により、来年度、高校生等の医療費助成事業が町から東京都に移行することを踏まえ、今後、産後ケア事業の利用者負

担を子ども・子育て支援事業の対象とするべく、具体的に検討を進めてまいります。

また、子ども・子育て支援推進事業については、令和6年度に策定年度となる奥多摩町子ども・子育て支援事業計画の改定に向けたニーズ調査や同計画の協議の場である奥多摩町子ども・子育て会議において中・長期的な観点で事業の再構築を図ってまいりたいと考えております。

なお、近隣自治体においても移住定住施策がスタートしたことについては、今後もその動向について注視してまいります。町といたしましては、議員からいただいた貴重なご提言の内容も含め、奥多摩町独自の豊かな自然環境、充実した子育て支援等の特徴を生かして、ハード面とソフト面のバランスを取りつつ、地域コミュニティの現状も把握しながら、引き続き若者定住化対策を推進してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 8番、小峰陽一議員の一般質問、新教育長の就任に当たり、目指す奥多摩の教育について問うにお答えいたします。

私の目指す奥多摩の教育についてですが、前職の山梨県丹波山村への行き来に奥多摩を通過させていただく中、町の中を電車が通り、駅は5駅もあるという東京の奥座敷に大きな憧れを持って通勤いたしておりました。

教育行政を考えたときに、同じ県境の町村でも、奥多摩町であれば子どもたちが夢を抱く体験も数倍にも広がっていくであろうと自ら様々な方々との交流も持たせていただいております。

私の目指す教育方針ですが、まず第1の大きな目標は、学校教育の充実です。その中で最も重点を置くものとして3点について考えるものです。

1つ目は、今ある課題に取り組むことです。具体的に申しますと、いじめ・不登校のことがございます。我が子に、ある日突然はないのではないかと考えております。不登校は現象です。現象だけを見るのではなく、それを起こさせた本当の心は何なのか。いきなり不登校が始まるのではなく、子どもたちは成長の中で徐々に色が変わってしまっている様子を大人に発信し、それをキャッチしてもらいたいと思っているはずで。

そのことから、いじめ・不登校ゼロへの挑戦を令和5年度の教育方針の内容に追加し、



今以上に小中の連携を密にして取り組む課題です。学校・家庭・関係機関が一丸となって取り組めるよう努力することが必要だと考えます。

2つ目は、確かな学力の定着です。一人一人の個に応じた特別支援的なきめ細やかな丁寧な指導を徹底することにより、安定した情緒を持った子どもたちの様子が教室での授業に生きてくると考え、そのことにより確かな学力が定着していくと考えます。学力の向上、確かな学力をつけるために、そのときに効果的な機器が必要であれば、今の時代に乗り遅れない、現場に合った機器を整えることも必要だと考えます。

3つ目は、教職員の研修です。学ばない先生は子どもに教えることはできません。教育力のある教師、感性を持った教師を育てていきたいと思っております。教師の本分である研修により、子どもたちや保護者、地域社会の期待に応えていけるよう、教師の学ぶ場を充実させたいと考えます。

教職にある教師の多くは、子どもが大好きで、教育の営みに情熱を燃やしています。先生方には子どもの将来という一点を見失わず、研修により教育力のある見詰める目と感性の豊かな先生を育てる取組を考えております。

次に、第2の大きな目標として、全ての町民が生涯学び続ける環境を整えていくことです。子どもだけが学ぶのではなく、大人も学び続けることができる社会の実現です。

生涯学習の機会がたくさんある町の実現を目指すことは、子どもたちが育っていく中で、目標になる大人がたくさんいるということになるのではないのでしょうか。常に大局を見て、グローバルという大きい視野を持ち、ローカルに着手していくというスタンスを大切にしたいと考えます。

最後に、三役としての町の将来像はとのご質問にお答えいたします。

教育広報「奥多摩の教育」にも書かせていただきましたが、私が考える町とは、「子どもが輝く姿が町を救っていきます」「子どもを輝かせる大人が大勢いるまちづくり」「子どもを見守る目がたくさんある町」、こういう町をつくっていくときに教育力がとても大きいと考えています。子どもを輝かせることで実際に救われた町もあると聞きます。

演奏に例えるとすると、まちづくりの基本方針は、毎年同じ譜面であっても、譜面を見て演奏する者が前任者から引き継いでチームのメンバーが変われば、強弱もテンポも見せ場も変わってくるはずです。

三役の一員という重責を担う中で、教育長としてまちづくりの基本方針を十分に理解し、町長の意を体して行政に取り組んでまいりたいと思います。議員皆様のご助言、そしてご指導をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） 答弁ありがとうございました。答弁の中で、学校教育の充実、いじめ・不登校ゼロ、学力の定着、教員の研修など、素晴らしい提案があったように思います。もし具体的に何か少しでもはじめているようなことがありましたらちょっと教えていただきたいと思います。

それから、令和3年度の奥多摩町教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況の点検評価が報告されております。これを見てどう感じられたか、お聞きしたいと思います。

その中で、以前、木村議員からも提案あったんですが、日本一巨木の多い町として公開をしておりますが、なかなか進んでいないような気がします。整備を積極的に進めて、日本一巨木の多い町を強く宣伝してはどうでしょうか。

それから、令和4年4月、議員情報交換会の説明では、奥多摩町小学校のあり方検討会を発足させ、活動を開始しているということですが、前段の検討委員会が設定した条件により新たな奥多摩教育検討委員会を設立するというふうな方向で動いていると思いますが、この考え方を進めることでよろしいでしょうか。先程澤本議員からも全国の小中一貫校は非常に進んでいるということも含めて、もう一度お願いをしたいと思います。

それから、2問目のほうの質問ですが、一部の人であると思うんですが、移住者と地元民との接触が少なく、地元の人たちが苦慮しているというような話も聞いております。その点は把握しておるのでしょうか。

若者住宅で退去期限が来て、町外に移転した家族がいると聞いております。転出の理由は分かっておるのでしょうか。また、退去期限が近い家族がいると思うんですが、転出を防ぐ方策はないのでしょうか。

それから、町営住宅の入居条件の中に、自治会活動の参加、消防団入団などがあると思うんですが、守られているのかどうか。どのような対応をしているのかお伺いしたいと思います。

先程の最初の教育委員会の質問は、ぜひ教育長にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 教育長。

○教育長（野崎喜久美君） それでは、8番の小峰議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず具体的にはじめていることは何かというご質問だったと思います。私が就任しましたのが10月でございます。10月まで、今年の4月に新しい教育方針が決まり、そして、それをスムーズに引き継いだつもりでおります。ですので、ここで新しくということを質

問されたことをお答えするとしますと、令和5年度の教育方針について、このところで今、教育委員会をかけて、それから校長会などと話し合っている最中でございます。

そんな中で、子どもたちの不登校に対する学校での対策という点では、一人一人の先生が、今、子どもたちが不登校を起こしているのが現象である、そして、その裏にある子どもたちが持っている、何を潜在的に持っているのか、それとも子どもたちが何をもち、いきなり私は色が変わることはないというふうに思っていますので、例えば小学校、中学校に入って不登校であれば、小学校のときに何かあったのかな、それとももしかしたら保育園のとき何かあったのかなということも探りながら、そこで先生方が考えてもらえるように、カウンセリングマインドというものを先生方に学んでいただきたいと思っています。

それから、小峰議員からも言うていただきました、いじめ・不登校ゼロへの挑戦です。何でもそうですが、挑戦しなくては、ずっとこのままあっていいんだということではありません。いじめ・不登校ゼロへの挑戦ということを入れさせていただきました。

それから、今までも保育園、小学校、中学校というところは、多少の連携はございました。ですが、ここで保育園、小学校、中学校をしっかりと結んでいく、しっかりと繋いでいくということを新しい施策のほうに改めて文言として入れております。

それから、2番目の質問でございます。学校の評価については、課題のあるものは見直しするように指示しているところでございます。

今、学校評価にもありましたが、このところで先生方も新しい学校の教育方針を校長先生方が持ってきてくださっています。そんな中で、先生方がきちっと奥多摩町の教育方針に沿った、自分たちの教育方針をつくり上げた中で、自分たちが課題に思っていることについて、それから、評価の中で課題をいただいた点については、先生方と一緒に、校長先生と一緒に、現場と一緒に見直しているというところがあります。議会の評価点検をしていただいたところでも同じことでございます。

それから、3番目でございます。森林館の整備を来年度計画しております。

それから、4番目です。あり方検討会については、現在2回の会議を行いました。これについては来年度どのように、そのあり方検討会、新しい奥多摩の教育を考える会という仮称になっておりますが、その中で、どんなメンバーで構成していくか、そして、年に何回くらい開くのか、そしてまた、どのような方向にしていだけるのか、集まる中で、そのメンバーの検討ですとか、そのところを今進めております。あともう1回会議がございしますが、そのところで来年に向けての委員会の内容、それから構成員、しっかりと決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 8番、小峰議員の再質問にお答えいたします。

4点ほどご質問をいただいておりますけれども、まず1点目の一部の人という部分で、接触の機会が少ない住民がいらっしゃるという中で、町のほうに何か話というか、あるかというようなお問合せでありますけれども、町のほうでも町営若者住宅の入居者の方にアンケートなどをする中で、このコロナ禍という部分もございまして、なかなか地域のお祭りだとかがなかったりということで、参加が少ないというようなお話としては聞いてございます。

次に、2点目の退去した転出をされた方のそれぞれの理由という部分でございますけれども、転出の際には聞ける範囲でお話なんかを伺いながら、それぞれの事情を伺いながらということで把握はさせていただいております。

それと3点目の自治会、或いは消防団の加入について守られているかという部分でございますけれども、町のほうとしても入居される際には、自治会の活動、或いは消防団の活動に加入していただくような形で促しはしているところですが、そういう形で入っているかどうかまでは確認はしてございませんけれども、基本的には自治会などには入っているものと認識をしております。

それと4点目の転出をされる方々の跡地というか、そういう部分をどうするのかというご質問でございますけれども、町としても町営若者住宅を退去される方々については、分譲地の整備、或いは空家の活用などを含めて奥多摩町に住んでいただけるように努力してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、再々質問ありますか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） ありがとうございます。質問ではありませんけど、新しい教育長、しっかりやっていただけるように受け取りましたので、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

それから、住宅のほうについては、やはりなかなか退去が来ると住むところがない。もちろんお金もないんでしょうけど、そういうことで、できるだけ町が応援できることがあれば、ぜひとも歯止めをかけられるようにぜひお願いしたいと思います。

それから、先程ちょっと町長の言葉の中に、結婚相談に補助金が出ているというようなお話ありましたが、それもいいことだと思いますが、やはりソフト面のほうがもっと大

事だと思うんで、そこら辺もちょっと注意しながら、ぜひ今までどおり若者たち、或いは移住の方が増えるように努力をお願いしたい。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、8番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席及び中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

子育て世代包括支援センター、産後ケア事業推進について。

2022年10月、奥多摩町保健福祉センター内に子育て世代包括支援センターが開設されました。

以下、質問いたします。

1、現時点、もしくは今年度中に提供可能なサービス、提供予定なサービスは。また、そのサービスの利用料金はいかがでしょうか。

2、都内市区町村のほとんどは既に子育て世代包括支援センターを設置済みであるため、先行事例は豊富にあります。先行事例や当町の実情を考慮して、次年度以降、どのようなサービス展開を予定されているでしょうか。

3、町内の対象世帯に対する周知、利用の呼びかけはもちろん、移住定住推進、子育て支援充実を重点政策とする当町においては、移住希望者、移住検討者に対する対外的な周知も重要です。子育て世代包括支援センターとその事業の周知についてどういった予定でしょうか。

4、出産前後の女性の精神面や体力面をケアし、家事・育児を支援する専門家として産後ドゥーラという資格制度がありまして、産後ドゥーラ資格保有者が自治体や助産施設等での産後ケアサービスの実施を担う事例が首都圏では多く見られます。産後ケア事業の推進や産後ドゥーラの町内、周辺市町村での活用のため、町内福祉関係事業者や町民等に対しての産後ドゥーラ資格取得のための助成制度の創設は可能でしょうか。産後ケアサービス実施に当たって産後ドゥーラ活用の意向はいかがでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、伊藤英人議員の一般質問、子育て世代包括支援センター、産後ケア事業の推進についてお答えをいたします。

1点目の現時点、もしくは今年度中に提供可能なサービス（予定を含む）は。サービスの利用料金についてはですが、議員からは、令和4年6月の第2回町議会定例会において同様のご質問いただき、ご答弁を申し上げましたが、その後、8月に母子保健担当保健師を採用し、奥多摩町子育て世代包括支援センター事業実施要綱を制定した後、この10月に保健福祉センター内に奥多摩町子育て世代包括支援センターを設置いたしました。また、当町における産後ケア事業の実施に向け、当該事業の実施に係る予算措置のため、本町議会定例会に一般会計補正予算を上程し、ご決定賜りましたので、奥多摩町産後ケア事業実施要綱を制定いたしました。

産後ケア事業の現時点の予定といたしましては、国、都の補助金を活用し、妊産婦・新生児訪問指導事業として、町保健師の赤ちゃん訪問の際に、育児パッケージ（こども商品券1万円）の配布を拡充するとともに、新規事業として、町外の助産院との業務委託契約により、宿泊型、通所（デイサービス）型、訪問型の産後ケア事業を来年1月から開始する予定であります。

具体的には、宿泊型の場合、1泊2日から最長6泊7日までの利用を原則とし、その自己負担額の基本を1泊2日で6,000円、1日ごとに3,000円を上乗せするものであります。

また、通所（デイサービス）型の場合、1日当たり2,500円、訪問型の場合、1日当たり1,500円をそれぞれ自己負担額の基本としており、宿泊型含め、多胎妊娠の場合は自己負担額を加算するものであります。

なお、利用者の属する世帯が生活保護世帯、または市町村民税非課税世帯の場合は、自己負担額を減額、または免除するものであります。

次に、2点目の先行事例や当町の実情を考慮して、次年度以降どのようなサービス展開を予定しているかについてですが、当町における子育て世代包括支援センターの設置がこの10月、産後ケアの実質的な事業化が年明け1月の状況であり、今後の利用状況を見極めながら今後の展開を検討してまいります。

なお、国においては、今国会で成立した令和4年度第2次補正予算の中で、出産・子育て応援交付金が創設されました。当該交付金では伴走型相談支援の充実と経済的支援（出産・子育て応援ギフト）の取組を一体的に実施するものとし、来年令和5年9月までに全ての市町村での事業展開を予定していることから、国、都の動向を踏まえながら、当町として財源を確保しつつ、当町の実情に応じた産後ケア事業の推進を図ってまいります。

次に、3点目の子育て世代包括支援センターとその事業の周知について予定はにつきましては、同センターの設置時は広報10月号に掲載、産後ケア事業については広報1月号に

掲載し、併せて町ホームページへの掲載を予定しております。

議員ご提言のとおり、移住定住推進、子育て支援の充実を重点施策とする当町において、移住希望者・検討者に対して町の産後ケア事業についても広く周知することは必要であり、町ホームページのほか、来庁者への配布用としてリーフレットの作成や、毎年度作成しております「奥多摩の福祉サービス～母子・子育て編～」においても来年度作成分から産後ケア事業の紹介を追加してまいります。

最後に、4点目の産後ケア事業の推進や産後ドゥーラの町内、周辺市町村での活用のため、町内福祉関係事業者や町民等に対しての産後ドゥーラ資格取得のための助成制度の創設は可能か。産後ケアサービスの実施に当たって産後ドゥーラ活用の意向はについてですが、ドゥーラとは、語源はギリシャ語で、他の女性を支援する経験豊かな女性を意味しており、出産前後の母親に寄り添い、優しさや愛情を持つ家事や育児の支援者として、一般社団法人ドゥーラ協会は、その必要性を訴え、産後ドゥーラ育成のための養成講座を開催しているものと承知をしております。

同協会の産後ドゥーラ養成講座募集要項によりますと、受講期間は約4か月で、講座は週1日開催され、その受講費用は約40万円となっております。

議員からは、産後ドゥーラ資格取得のための助成制度創設のご提言をいただきましたが、当町のように自主財源が少ない小規模自治体において新たに事業を創設する場合には、国や都からの財源の確保が必要であることから、今後、研究してまいりたいと考えております。

町といたしましては、まずは子育て世代包括支援センターの着実な運営と、新たに開始する産後ケア事業を国が創設予定の出産・子育て支援交付金の活用も視野に入れながら推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤英人議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） 答弁ありがとうございます。センター設置しましても、周知が行き届かないと宝の持ち腐れになってしまいますので、周知の件については十分ご考慮お願いします。

特に、産後の部分というのは、体力的にも、時間的にも大変で、例えば今、広報とか、奥多摩の福祉サービスの手引に載せるということでしたけれども、こういった冊子を読むというその時間すら取ることができないというのが実情になってしまうかと思っておりますので、その辺も考慮しながら、きめ細かい対応をお願いいたします。

そのきめ細かい対応というのは、結局子育て世代の理解者というか、味方が町内の中に

余りにも少ないのではないのかというのが自分の実感でして、それでその一助として今回の子育て世代包括支援センターの設置と産後ドゥーラという理解者の育成という部分をお願いいたしました。

再質問としては、こういった理解者が不足しているのじゃないのかというのが感じている子育て世代がいるとして、その相談すべきところというのが母子、子育てに関しては、福祉保健課ということになると思うのですが、ただ、これまでの一般質問にも出てきているように、退去してしまう移住者という方が多い。とにかく奥多摩では子育てができないと言い残して去っていく若い家族を、これまでもこれからも我々は見送っていつている状態なんですけれども、奥多摩町は子育てのための付加価値は高いんだけど、基本的な子育て環境がそろっていないという部分が根本にあるということで、つまり、医療とかそういうことなんです、一例で言えば、今答弁の中では、午前中の答弁でも保育園、小学校、中学校の連携とかありますが、スクールバスやコミュニティバスは、いつまでたってもつくることがないという状況を見ると、やはり奥多摩にこのままとどまってしまうのはリスクが高いと考える移住者の方は多いのかなと思います。

そういうふうに総合的に考えていくと、福祉保健課に相談するのが正しい選択なのかが我々には分からないという状況ですので、再質問としては、簡単な話ですが、子育て世代というのはどこに相談していくのがいいのでしょうかというものになります。お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 1番、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

ご提言、ご意見も含めて再質問になろうかと思いますが、再質問として子育て世代の相談先というところに最後なろうかと思いますが、議員からもありましたけれども、町といたしましては、やはり福祉保健課がその所管課担当課というところで、今回、国としても進めておまして、町として設置は遅れた状況ではありましたけれども、子育て世代包括支援センターをこの10月に設置をしたところでございます。

その中で、各種事業を行う中でも国、都の財源活用というところで、このセンターの設置が要件の一つとしてございましたので、相談先という中で、機関としては子育て世代包括支援センターで、産後ケア事業については、主に出産後1年というところがございますけれども、福祉保健課の中には、その後、18歳未満というところの中で、子ども家庭支援センターきこりんもございますので、福祉保健課の中で、係が違いますけれども、課内でも連携を取りながら、相談先、具体的なところとしましては産後のところについて



は保健師が中心的に担っている。18歳未満のところについては子ども家庭支援センターの職員、相談員がその中心を担っておりますので、議員からも広報、ホームページだけでなくということの中で、町といたしましては、そういった保健師、相談員の対応の中、保健師については今、新生児のところにも訪問もいたしておりますので、そういった中で分かりやすく丁寧に、今後も引き続き対応してまいりたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

○町長（師岡 伸公君） 伊藤議員さんから様々なご提言、非常に私たちも考えていかななくてはいけない、このように思っていますが、端的にどこに相談したらいいかといったら、私は隣の人に相談してくださいというふうに答えます。その隣の人というのは、家の隣ではなくて、あなたのそばにいる隣の人ということですね。やはり移住者に対しても非常に慣れ親しまない地域で、はじめてご近所付き合い、先程もなかなか自治会の付き合いができなかったりするところもありますけれども、そうやって人とお付き合いする機会を自ら発するというのはなかなか大変勇気の要ることで、ここでちょっとつまずいてしまうと、なかなかその後のコンタクトができなかったり、悩む部分というのが多くなってしまいますが、ただ、そこにやはり移住したきっかけがあるわけですね。そういうことをもう一度思い出していただいて、やっぱり積極的にやることも移住者の努めであるというふうに私は思っています。

そういうところで一人でもそういう方々と接する機会をつくるのが、今、伊藤議員がおっしゃったような問題を解決する、ほんの少しかもしれませんが、糸口になるのではないかなというふうに思っています。

それから、ドゥーラのことも先程答弁したように、やはりどうしても財源がなければできないという事情がありますので、ただ、このドゥーラに匹敵する町民皆様、私はいらっしゃると思います。できるだけそういう人たちを見つけて、もちろん町の福祉保健課、保健師が中心になってそれをリードしていかなくてはなりませんけれども、そういう仲間、集う場所に来られる方、いろんな相談ができる空間があります。ただ、その空間が今このコロナ禍でなかなか活用できないというのが非常に辛い思いではありますけれども、そういうものもぜひ伊藤議員さんからもアドバイスをするなりしていただいて、一人でも多くのそういう仲間、ドゥーラに匹敵する方を見つけて、我々ももちろんそういう率先した行動をしなくてはなりませんけれども、そんなように私、今のご質問いただきましたので、答弁させていただきました。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤英人議員、再々質問ありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。特に質問するわけではありません。本当にありがとうございました。ありがとうございます。そうなんです。産後ドゥーラのその能力を持っている人は本当に町民の中にいっぱいいると思うんです。実際、資格保有者の方の年齢層を見てみると、若い方から幅広い年齢層がありまして、結局、本当に今おっしゃるように、自助・共助の部分で我々はやりくりができていますけれども、それがさすがに心苦しいというのがありまして、お金をお支払いできたらいいなと思うんですね。それはつまり雇用の場という意味にもなるんですけれども、その雇用の場、産後ドゥーラという資格があれば、それが職業に繋がっていくんだな、奥多摩町だけじゃなくて青梅市とか、日の出町とかのほうまでも商圈として使うことができるんだなと思うと、ここに資格保有のための助成金を使えば、雇用の場として期待ができるなという、そういう提案でもありました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） 3番、相田恵美子です。

私からは、2件ご質問させていただきます。

1件目です。住民参加のまちづくりについて。

地方自治の主権者は住民であります。奥多摩町第5期長期総合計画第2章にも「誰もが住みたくなる 心かようまちづくり」と明記され、官民協働でのまちづくりの大切さをうたっております。

アメリカの社会学者、シェリー・アーンスタインは、参加のはしごという8段階から成る住民参加の概念の表現をしています。8段階の最下段は、世論操作、権力者による支配統制の状態を示しており、最上段は、住民が主体となる住民主導の段階を示し、官民協働作業はその6段階に位置します。

奥多摩町は現在、新庁舎建設委員会を立ち上げ、新庁舎についての諮問が師岡町長より出されております。同時進行で、住民を中心とした奥多摩まちづくりワークショップ、新庁舎から始まるまちづくりの開催がされました。私もこれまでに行われた2回のワークショップに参加をいたしました。9月19日に行われた第1回目は、主催者側も予想を上回る町内外70名を超える参加者があり、「〇〇から始まる奥多摩」をテーマに、年齢や地域、

所属関係なく、活発な意見が交わされていました。10月17日の第2回目も奥多摩のまちづくりの具体的なイメージが参加者から積極的に出され、会場の空気感、肌感に触れ、参加された方々の熱量の高さを目の当たりに感じたところでした。豊かで明るい持続可能な奥多摩町をつくっていくためのヒントが詰まった、参加してとても楽しいワークショップでありました。

師岡町長も施政方針の中で、住民が主体となつてのまちづくり活動への支援を引き続き行うと公言されております。

以下、2点ご質問させていただきます。

1、住民主体で行われたワークショップは、住民のまちづくりへの意識を高く感じられますが、町は直接、住民や地域と多様に関わる方々、いわゆる関係人口の意見を聞く機会をどのように考えておりますか。

2、今回、新庁舎に関するパブリックコメントが75項目出されたということですが、町のパブリックコメントに対する基本的な対応をお聞かせください。

2件目です。育業について。

東京都広報11月号に「育休？いいえ、育業 みんなで育てるしごと」『育児は「休み」ではなく「大切なしごと」です。だから「育休」ではなく「育業」です』と育業のロゴマークとともに育業の愛称が掲載されました。育児休暇の普及啓発のため、東京都が公募し、8,825件の応募の中から育業が選ばれたそうです。

私は、令和3年第4回定例会で、奥多摩町のジェンダー平等についての一般質問をさせていただきました。その中で、男性職員の育児休暇の取得についても意見を述べさせていただきました。全職員の仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの実現を基本にしつつ、仕事と子育ての両立を支援する職場環境を目指し、おのおのの事情や考え方を尊重するという質問全体への師岡町長のご答弁でありました。

奥多摩町においては、はじめて育児休暇を取得する男性職員のことが新聞報道でもされ、一歩進んできたのかなというような印象があります。

国は、今年度より育児介護休業保護の改正、そして、都は、前述した育業の愛称やロゴマークの採用等で育児休暇の推進を促しておりますが、奥多摩町は、今後、育業に対してどう取り組まれるのか、お伺いいたします。

以上2件であります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開いたします。

午後1時55分休憩

午後2時10分再開

○議長(高橋 邦男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、相田恵美子議員の一般質問に対する答弁から行います。師岡伸公町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 3番、相田恵美子議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、住民参加のまちづくりについてお答えいたします。

1点目の住民主体で行われたワークショップは、まちづくりへの意識を高く感じられますが、町は直接住民や地域と多様に関わる方々(関係人口)の意見を聞く機会をどのように考えていますかについてですが、町は小規模な自治体ではありますが、役場には奥多摩病院を含め、11の課(局、室)があり、その業務は窓口業務に限らず、現場での対応もある中、多種多様であり、また、観光立町を標榜していることから、イベントの開催を含め、町民のみならず、多くの方々が町を訪れる場面が数多くあり、町職員は日常的に住民や町外の方々と接する機会が都市部の大規模な市役所等より多い状況にあると考えております。

また、昨年からの新型コロナウイルスワクチン集団接種において町職員が事務従事を実施しており、業務上のやり取りから日常的な会話を含め、直接お話を伺う、或いは意見を聞く機会は日常的に存在しているものと考えております。

一方で、町では、町長への手紙をはじめ、ホームページ上での問合せ、各種計画の策定時等におけるアンケートやパブリックコメントによる意見聴取、新規施策等における地域住民への説明、そして、奥多摩町まちづくり委員会におけるまちづくり推進事業への応募や、まちづくり委員をはじめとする各種委員としての参画、また、この9月に多摩大学と結んだ連携協定に伴う大学連携事業など、様々な場面で住民や、いわゆる関係人口と言われるこの町や地域と関わりを持っている方々からご意見等を聞く機会を設けており、いただいたご意見等につきましては、計画や施策、或いは日常的な業務の中で反映、或いは参考にさせていただいております。

議員からは、住民主体の団体によるまちづくりワークショップのご説明をいただきました。こちらにつきましては、庁舎建設委員会の立ち上げに前後して開催されましたが、これまでの奥多摩町では見られなかった新しい潮流として捉えており、まちづくりへの関心

の高さや住民参加の意識が芽生えていることがうかがえます。

一方で、町がこれまでに実施してまいりましたアンケートや住民説明会等においては、回答数や参加者数は一定数にとどまり、住民参加が必ずしも多いとは言えない状況であることも事実であり、多くの自治体でも似たようなケースが見受けられる中、町におきましても従来から続く課題となっております。

町といたしましては、いかに分かりやすく必要な情報を提供し、多くの皆様がどういう考えを持っていただけるかを把握すること、また、正しい理解が得られるようにするため、効果的に意見等を聞く機会について他自治体の取組も参考にするとともに、引き続き必要な説明責任を果たし、公共の利益や公共の福祉に資するよう、町行政を進めてまいりたいと考えております。

2点目の今回、新庁舎に対するパブリックコメントが75項目出されたということですが、町のパブリックコメントに対する基本的な対応をお聞かせくださいについてですが、町では、庁舎建設への基本的な考え方を示す基本構想を策定するに当たり、検討の基となる、いわゆる素案である基本構想（案）をまとめました。

庁舎建設委員会では、この素案をベースに委員皆様の間で協議を行っていただくとともに、町では、住民をはじめ、多くの皆様から広くご意見をいただくための意見聴取方法として、10月3日から10月14日までの間、電子メール及び紙ベースのご意見箱という形でパブリックコメントを実施いたしました。

このうち紙ベースのご意見箱については、役場本庁、子ども家庭支援センター及び保健福祉センターに設置するとともに、奥多摩中学校にも全校生徒に意見募集のお願いを配布した上で設置いたしました。

意見提出の形態ですが、メールでの提出が38件、紙ベースでのご意見箱への提出が2件、郵送での提出が1件でした。なお、奥多摩中学校生徒からの意見は残念ながらございませんでした。

今回、28名の方々からいただきました41件、75項目に及ぶ多くのご意見につきましては、原文及び類似意見を集約しました要約版の2種類を委員皆様で共有していただき、基本構想の策定に際し、議論を深めていただくための参考資料として活用を図らせていただいております。

また、要約版につきましては、委員会で協議された意見等を基に、回答コメントを付して町ホームページ上で公表いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

なお、今後、基本計画の策定に際しましても改めてパブリックコメントを実施する予定

であり、また、一定の時期に住民皆様に対しての説明会等も開催してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、育業についてですが、国では、育児・介護休業法において男女共仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正が行われ、本年4月1日、10月1日及び令和5年4月1日付で段階的に施行されてまいります。

東京都では、育休について本年6月に育休を仕事を休む期間ではなく、社会の宝である子どもを育む期間と考える社会へと転換するために募集していた育児休業の愛称を未来を育てる仕事として「育業」とすることを決定しております。東京都が推進する社会全体で子どもを大切にす機運を醸成し、安心して働き、子育てができる環境づくりを目指す取組、子どもスマイルムーブメントの一環として4月から5月にかけて募集を行い、8,825件の応募の中から愛称が選ばれております。

育児は、未来を担う子どもを育てる大切に尊い仕事であるというコンセプトから、仕事、努力して成し遂げることという意味がある「業」を合わせてあり、苦労も大きい、その分幸せも大きいのが育児であり、育児はまさに育「業」であると都知事が発表をしております。

また、育業について、強固で力を分散できるハニカム構造（六角形の組合せ）をモチーフに、誰が育業で職場を抜けても全体で支える、安心して育業から復帰できる、そんな組織や社会を表現したロゴマークを決定し、広報東京都11月号に掲載をされております。

今回、10月1日付の改正育児・介護休業法の施行を契機として、育業の理念を広く浸透させ、誰もが育業しやすい社会を目指す取組を進めるとともに、取組の一環として、育業のロゴマークとともに、企業、国、インフルエンサーとのコラボにより、ロゴマークを活用した育業推進キャンペーンなどを展開していることが報道されております。

町といたしましては、本年第3回町議会定例会に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正の公布に基づき、奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を上程し、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和や非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化などについてご決定いただき、規定を整備いたしました。

町職員等に係る育児休業等につきまして、令和3年第4回町議会定例会におきまして、議員からいただいた一般質問、奥多摩町のジェンダー平等についてのご答弁で申し上げましたが、今後も引き続き、全職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実

現を基本としつつ、仕事と子育ての両立を支援する職場環境を目指し、おのおのの事情や考え方を尊重すると回答させていただきましたとおり、当町で働く男性も女性も自分らしく活躍できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

今後、国や東京都などから、自治体に発出されます育児休業・育業等の啓発物や広報の掲載依頼がある場合には、広報おくたま、ホームページ及び各自治会の掲示板などを活用し、広く啓発等周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 再質問させていただきます。

まずワークショップについてです。町長おっしゃいましたように、日常的に住民や町外の方々と関わっているということですが、申し上げますけど、今回行われたワークショップは町と対峙しているものではありません。先程町長も伊藤議員のご答弁でおっしゃったように、移住された方々は積極的に関わってほしいというふうにおっしゃいましたが、このワークショップは、移住された方々が中心になって積極的に関わっています。私は本当にすばらしいなというふうに思いました。

これから町が持続可能な自治体を目指すには、主権者である町民の意見を聞くということが、これはとても当たり前なんですけども、大切にされなければならないことだと思っております。

ワークショップ、新庁舎から始まるまちづくりは、始まるので、新庁舎のことだけではなく、特化しているわけではなく、これからもまちづくりのワークショップ、違う面でも重ねていかれるようです。

質問としまして、町長、今後開かれる住民主権のワークショップに、せめてオブザーバーとして参加していただけるかどうかということ。もう一つは、町では新庁舎についてのタウンミーティングはいつごろを予定しているかということ、これワークショップについての再質問2点させていただきます。

パブリックコメントについてです。私自身、障害福祉計画の策定委員としていろんな計画に関わってまいりましたが、そのときのパブリックコメントはほとんどありませんでした。多分ほかの計画等も同様ではないかと思えます。それが今回、75項目というのは異例中の異例です。これはワークショップが功を奏した結果だと思われれます。

しかし、先程もありましたけど、ホームページで閲覧した限りでは、要約されたパブリックコメントの文章が多々あったように見受けられました。要約されたことで、その方の意思は伝わっているのかなという、閲覧するほうに伝わるのかなという疑問を感じました。

自分自身に置き換えても、せっかく考えたコメントが意図しない文に要約化されていたらモチベーションは下がると思います。実際はかなり要約されてしまっているという困惑されたご意見も伺いました。

そこでパブリックコメントについて質問です。住民意識が良い方向に変化しつつある現状を鑑みると、パブリックコメントは重要だと思います。コメントを寄せられた方の全文を掲載することはできませんか。例えば字数を制限するとか、全文掲載を可能にするために工夫は必要かと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

育業についての再質問です。昨年の12月の議会で、私は奥多摩町のジェンダー平等についてご質問させていただきました。男性の育児休暇は、ジェンダー平等の観点で質問させていただきましたけれども、ちょっとずれますけども、先日、古里小学校の学芸会で、「男は損だ、女は損だ」という項目で6年生の発表劇がありました。ジェンダー平等というテーマは、小学生にとっては難しい取組だったかもしれませんが、男性の育児休暇は、人権の問題というふうに話しましたので、その劇の中でもその人権の問題が取り上げられていて白熱した演技が圧巻でした。

更に蛇足ですが、12月4日から10日まで人権週間です。今日はまさに人権週間のど真ん中の6日の日です。

そこで質問です。先程町長ご答弁されましたけれども、ワーク・ライフ・バランスを全職にということでしたけれども、今、育業が取りやすい雰囲気になっていると思われませんか。そして、具体的にはどのような形で対象の職員にお伝えしていますか。

以上、再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） はじめに、私から例のオブザーバーとしてと。私も公務以外でいろんな町の行事で時間のある限り顔を出させていただいて、私の場合には職員ではなかったものですから、細かなことでも実際職員が、そして、参加する町民皆様がどういうふうにして活動しているかということをやっぱり少しでも知らなきゃいけないということで参加をさせてもらっていることが多いんですが、今回のところもぜひオブザーバーとして参加させていただきます。

やっぱり直接耳にすること、肌で感じるということのはすごく大事なことで、そんなこともしっかりと受け止めていきたいと思っています。

ほかについては担当から答弁をさせていただきます。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。



○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

2点目以降というところで庁舎関連含めてということになるかと思えます。

最初に、タウンミーティングはいつというような内容でございます。町長の答弁の中でも住民説明会という言い方をさせていただいておりますけれども、町としてはそれと同義語というふうに認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

現在、庁舎建設委員会の中で基本計画案、素案ですけれども、こちらの内容に基づいて協議をお願いしているという状況でございます。この後、最終的には委員会より答申をいただく、これも各委員さんにはお願いしておりますけれども、計画書をつくるということではなくて、今後、計画、設計、建設に向かっていくのにどういった具体的な事柄が必要なのかとか、アイデアとか含めて気になった点とか、そういうご提言というようなことを出していきたいということでお話をしているところでございます。

庁舎建設委員会がまた来週あるんですけれども、またその後、答申というふうに進んでまいりまして、それと同時に、今度は役場の中の職員の職場環境の検討委員会、こちらも12月の中旬に第1回を開く予定でございます。今までは住民皆様の意見を中心ということで委員会を開いてきたところですが、同時に、こちらにつきましても執務の場所でもございますので、働く側の意見も聞くというのは、これ当然のことかなというふうに思っておりますので、そのバランスを取りながらということで今後は職員の話も聞いていくことになるんですけれども、その後、最終的に基本計画の策定支援業務委託ということで業者が入っておりますので、そちらのほうに今の素案の部分でも、いわゆる積算して数字を当てはめていくような作業もありますので、そういう部分も含めて一定の計画書の案の形になっていくと思うんですね。これはまた、ある一定の段階では今の庁舎建設委員会の委員さんにも確認していただくような必要があろうかと思えます。そのやり方については今後の庁舎建設委員会の中で委員長を中心にお話をさせていただくということになりますけれども、一定の形になった後に、今度はそれこそパブリックコメントというようなことで、また住民の方にご意見を伺うというようなことがあって、そのまた後にそれを取り込んだような形で計画が一定の形になったところで、いわゆる住民の皆様方に対しての説明会、これを開くということになります。今、何月という話はちょっとできないんですけれども、少なくとも年明けということで、今の策定支援業務委託が3月の末までということになりますので、その間の中で計画がまとまりつつある一定の形が見えたところでお示しをするようかなというふうに思います。現状ではまだ本当に素案の段階なので、説明にならない

というような状況もありますので、それをまとめるまでにいろいろな手順を踏んでいかないとできませんので、年明けというようなことをご認識いただければというふうに思っております。

それから、次の部分でパブリックコメントの部分でございます。今回、庁舎の関係、基本構想に関する部分ですけど、75 項目のご意見をいただきました。要約をしたものがホームページにアップされているというところで、この辺について全文掲載ができないかというお話でございました。

こちらにつきましても庁舎建設委員会の中でも、一定の委員さんからの意見もございましたけれども、それについては議員皆様は会議録隅々まで読んでいただいていると思いますので、ご承知のことと思いますけれども、委員会の中で最終的には皆さん同意の中で要約版という形で載せさせていただいております。こちらにつきましてもいわゆるパブリックコメントの活用という部分で、基本構想の策定のために参考にさせていただいたというのがメインのものでございまして、確かに要約されて、投稿された、提出された方からすると、若干そのまま載っていないというのでご不満もあるのかもしれませんが、ただ、私どもとしては委員会できれい基本構想をつくるために使わせていただいたという認識で、それをお披露するという種類とまたちょっと認識は異にしているところがあるのかなというふうに考えているところでございます。この辺につきましても町単独ということではなくて、松本委員長等と相談している中で、松本先生も各自治体のいろいろな計画に携わっておりまして、そういうパブリックコメントの取扱いもいろいろ経験されているという中で、やっぱり一般的な取扱い、また、今回特に 75 項目ということで、これを全文掲載してしまうと、非常に見るほうもそうですけれども、全体的に收拾がつかなくなるおそれもあるという中では、委員会の中のご理解もいただきながら要約版という形で掲載をさせていただきましたので、そのような形でご理解をいただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 先程のワーク・ライフ・バランスという点ですけれども、今、ワクチン接種事業なども、議員さんからご提言いただいて予算が下りるところは外部委託にする部分もあって、ただ、やはり町の職員がある程度の人員出ないと実施できない部分もありますので、まだまだ土日出勤していただくこともあります。

そんな中で、私の近い職員は、それを代休にしたりして取っている事実は感じておりま

すが、まだまだその代休レベルということで、育児、これから先のワーク・ライフ・バランス、本当に職員が気持ちを充実させた中でやるというレベルには正直至っていないのも事実であろうかと思えます。

ハニカム構造になっているような現場ならいいんですけど、まだ五角形、四角形の部分もあろうかと。そういう意味ではやっぱり人事や組織のつくり方も併せて考えながらやっていくテーマだというふうに思っています。

ご指摘いただいたように、今、やはりこういう社会の流れになっていますから。ただ、それが人を増やすことに可能性がないとなかなか難しいというのも現実でありますので、その辺りを外的な要因、それから我々の組織づくりの要因、様々な角度から考慮して、議員からご質問のあったような中身も少し充実させていくということをしつかりと考えてまいりたいというふうに思っています。よろしくご理解ください。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3番、相田議員さんの再質問の部分でございますけれども、只今町長から答弁ございました部分以外に、現在職員としての取得でございますけれども、3年から4年度にかけて男性1名、女性3名ということで、4名が取得していると。4名の対象のうちということでご報告をさせていただきます。

今後も育児休業を取得しやすい環境整備の部分につきましては、例えば2点ご説明申し上げますと、妊娠・出産等を申出た職員に対する個別の周知、意向確認ですとか、また、勤務環境の整備の部分で、相談体制の整備の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、何かありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 質問ではないんですけど、私の意見を述べさせていただきます。

北海道のニセコ町は、奥多摩町と人口規模、中心都市からのアクセス等、類似自治体ではありますが、日本ではじめて平成13年にまちづくり基本条例を施行した自治体でもあります。情報共有と住民参加を基盤とした条例の前文にはこのようにあります。「まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる『自治』が基本です。わたしたち町民は『情報の共有』の実践により、この自治が実現できることを学びました」。

町民のまちづくりへの参加が自治を守り、自治を進めていくものと考え、自治の発展は、町民の暮らしや経済・産業の発展にも寄与するものという考え方であり、全国的に人口減少に悩む自治体が多い中、ニセコ町は、人口の増加傾向にあり、企業や雇用が増えている

背景には、自治の基盤が影響していると考えられます。

特に、まちづくり町民講座は年に数回行われ、まちの将来に向かって課題を共有することを目指し、町民と役場職員が共に学ぶ場として開催されています。

お問合せしました。昨日なんですけども、ちょうどまちづくりの講座がありまして、昨日の講座で 210 回目の開催というすばらしい実績です。ちなみに、昨日は、「食品ロスとまちづくり」という講題だったそうです。町民と行政との距離感が近いという印象を持ちました。

奥多摩町の住民の中には、町政に対して声を出すことができない、出すすべがない方々が少なくありません。今回のワークショップは、そのような方も、そして、奥多摩愛のある町外の方々も、多くの方々が参加されていました。住民サイドからこのような企画が出たことが画期的であり、誇らしいものだと思っております。

町は、9月22日に多摩大学と連携協定を締結しました。包括的な連携を通じて開かれた地域社会を施行し、地域社会への貢献を図ることが目的とされています。一昨日12月4日の日曜日、多摩大学の松本ゼミの学生さん、1年生から4年生まで、総勢19名がゼミ活動の一環として梅沢地区のキウイとユズを収穫しに来町いたしました。奥多摩の地産物を使用して商品の開発をしたいとの意気込みとともに、奥多摩に貢献していきたいという純粋な志が感じられ、こちらもとても爽やかな気分になりました。

これは、学生さんと自治会長が個人的に連絡を取り合って実現したということですが、場所の提供や食事の提供、道具や作物の提供、全てこれは自治会長個人がされてきました。せっかく協定を結んであるのですから、今後はこのような活動も含めて、ほかの地区にも学生さん受入れ体制を構築していくことは必要ではないかと感じたところです。これも町長がよくおっしゃる関係人口の増加に繋がる一歩だと確信しております。

最後になりますが、住民参加のまちづくりは、類似自治体のニセコ町が取り組み、実践され、また、実績もあるのですから、奥多摩町も可能性は大いにあります。そして、新庁舎の件だけではなく、そこから始まるまちづくりを官民協働で、もちろん移住者の方も含めて進めていくことがこれからは重要であるということを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

それでは、私から公金決済システムについて質問させていただきます。

現在、奥多摩町では公金を支払う際、指定金融機関や収納代理金融機関における支払い、もしくは口座振替のできる金融機関等での口座振替に限られています。近隣の自治体では、納付書にバーコードが印字されており、コンビニエンスストアでの支払いが可能であり、最近ではバーコードが印字されていればスマートフォンのキャリア決済やネットバンキング、キャッシュレスサービス等で、自宅にいながら決済ができます。

東京都デジタルサービス局戦略部主催で開催していただいておりますシニアのためのスマホ相談会にお太助隊のボランティアで参加させていただいた際、65歳以上のシニア層の方がネットで購入した商品をキャリア決済されているのを何人もお見受けしました。

公金の納付者にバーコードが印字されていれば、例えば軽自動車税の支払いをキャリア決済のアプリで読み取り、自宅にいながら公金の支払いが可能になります。ここで訂正ですが、自動車税の納付書に関しましては、バーコードの印字が既にされており、決済をする関係機関との契約がなされていないのではないかと思います。お詫びして訂正申し上げます。

続きを読ませていただきます。また、若者層は働いている方が多いため、金融機関の窓口業務時間内に支払いをするのが困難な場合があり、公金の決済システムをキャッシュレス化していただけるととても助かると思われまます。

2019年、令和元年5月に成立・公布された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（デジタル手続法）で印紙以外の支払い方法を認める等、法的な環境整備が進んでいること。更に総務省からは、電子マネーを利用した公金の収納についての通達が出されていること等から、今後の奥多摩町における公金決済システムの整備についてご答弁願います。お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、森田紀子議員の一般質問、公金決済システムの整備についてお答えいたします。

議員からご質問にありますとおり、町における町税を含む公金の納付方法は、現状では指定金融機関や収納代理金融機関での窓口納付、或いは住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税目並びに介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、

保育料、浄化槽使用料、し尿処理手数料及び給食費の7科目については、一部を除き、西東京農業協同組合など4つの金融機関での口座振替による納付が可能となっております。

また、納付に伴い、町側が金融機関へ支払う費用ですが、窓口納付については費用の発生はなく、口座振替における手数料は、金融機関により若干違いはありますが、1件当たり5円から12円程度であり、月額基本料金も無料、または1,000円、もしくは1万円であります。

一方、多摩30市町村では、いわゆるPay Payなどをはじめとする電子マネーによる納付は24市町が、コンビニエンスストアでの納付は28市町が利用可能となっており、このほかクレジットカードによる納付は21市、マルチペイメント（ペイジー）による納付は10市が利用可能のようです。

近隣の市町村においてもコンビニエンスストア及び電子マネー納付を開始しており、西多摩郡町村電算共同運営協議会により、共通のシステムを利用して公金収納業務を運用している瑞穂町、日の出町に状況を伺ったところ、コンビニエンスストア納付は平成25年度から、電子マネー納付は令和3年度から開始したとのことでした。この際にかかったシステム導入費用ですが、おおよそ220万円の初期費用が発生し、また、毎月4万5,000円の月額基本料金及び1件当たり60円の従量料金が発生するとのことでした。

また、瑞穂町、日の出町両自治体とも利用可能な公金は、住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税目となっております。

このようなことから、町においても同程度の費用が必要と推定すると、仮に電子マネーでの公金納付が年間1,000件あった場合、1件当たりの費用は660円となり、現状の納付方法の費用と比べ、かなり割高となります。

町といたしましては、金融機関窓口での納付や口座振替による納付方法が費用の面や納付遅れなどを防ぐことから基本として考えておりますが、議員のご質問にありましており、自宅にいながら公金納付が行えることや、コンビニエンスストアなどで納付できることは、平日の日中、仕事などで納付することのできない方にとって大変便利な納付方法であります。

既に電子マネーをはじめとするキャッシュレス決済は、日常生活の様々な場面で利用されておりますことから、公金の納付方法として費用の面だけでなく、住民サービスの観点からも検討し、更に4税目以外にも口座振替可能な住宅使用料など7科目のほか、町には様々な使用料や手数料が存在しておりますので、これらの科目についても電子マネーなどの納付を支援に入れることが住民サービスの面として有効と考えますが、これには先程

申し上げましたように、導入費用や維持管理費、対象となる科目をどこまで含めるかなど詳しく検討していかなければならないと考えます。

いずれにいたしましても、公金収納システムの整備について、今後のスケジュールなど具体的に今申し上げることはできませんが、多摩 30 市町村の状況を見ましても当町において開始しなければならない納付方法であると考えており、検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 森田紀子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） ご検討いただけるということで感謝申し上げます。本当にこのままでは奥多摩町は他の行政機関との著しいサービス格差が生じると思われれます。今まで力を入れてきた若者定住推進政策等で若者の移住を望んでも、旧態依然としたサービスでは不便さが感じられ、遅れた行政とみなされる可能性がございます。移住してきた若い世代に向けても、これから移住しようとしている方々に対しても、行政側のデジタルサービスが充実しているということがアピールポイントになると思います。

人口が似ている北海道富良野市は、ファミリーマートのファミペイで決済ができ、奥多摩町より人口の少ない秋田県井川町ではスマホ決済ができます。このように地方の自治体でもキャッシュレス化している自治体があるということを考慮していただき、本当に近年中のデジタル決済サービスの活用を望みます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、10番、宮野亨議員。

〔10番 宮野 亨君 登壇〕

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

町道の安全性について。

令和2年度国交省道路局の調べによると、道路陥没発生件数は、市町村 7,918 件、都道府県 1,075 件、直轄国道 131 件であります。台風 19 号の際、日原の都道崩落、町道鳩の巣西川線の陥没が発生、国道 411 号線川野地区での落石による通行止め、最近では丹波山村での通行止めがありました。ほか陥没の原因としては、道路施設が要因の陥没、用水路、隣接施設排水施設の破損、建設工事等の影響、電柱跡、木根腐敗等が挙げられます。

町道は、人口の割にとにかく長く、落石、崩落危険箇所が随所にあります。また、人工林が巨大化しているため、今後は自然災害の要因にも繋がりがつあります。

このような道路を安全に維持するためには膨大な費用がかかります。現在、町の道路状況は、目視による監視が主であります。突然発生する路面の陥没は人命に関わる重大な事故に繋がる危険性があり、事前の予防対策が大切と考え、以下質問いたします。

長期的に数年に1度、また、1年に1度のペースで、地中レーダーやスケルカー等を使った路面陥没の予測調査を道路調査項目の中に入れていただけませんか。

昨日、スケルカーと思われる実車をはじめて見ました。3日土曜日、青梅の千ヶ瀬バイパスを走行中、対向車に見慣れない車を発見、黄色い車線の車ですから、都カラーの2tに近いトラックで、縦長なハザードランプを点滅させて後方に正方形の厚い板状の計測器がついていました。道路調査項目の中に入れていただければと思います。町のご所見を伺います。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10番、宮野亨議員の一般質問、町道の安全性についてお答えをいたします。

町道、いわゆる生活道路は、住民皆様の日常を支える社会基盤施設であるとともに、町の発展や産業の振興に不可欠なものとして重要な役割を果たしております。加えて災害発生時には緊急車両の往来など、安全で安心できるまちづくりには欠かせない社会インフラ施設であります。

町は、道路法の規定に基づき、道路台帳を整備し、町道336路線、222.1km、橋梁162橋、延長2.1km、トンネル4か所、延長89mの合計222.4kmについて住民皆様の日常生活に支障を来さぬよう点検を行い、道路機能の管理に努めております。

町道の点検につきましては、道路台帳を基に、各路線の道路状況について担当課の職員が常態的に目視によるパトロールを実施しており、道路の上部・下部の斜面状況や道路構造物の劣化・破損、或いは舗装路面の陥没について点検・確認を行い、道路機能や安全性に影響を及ぼす変化が認められた場合は、速やかに道路維持補修事業により、補修工事や対策工事を実施することで道路機能の保全及び安全の確保に努めており、毎年50件を超える町道の維持補修工事を実施しております。

今回、議員からご質問いただきました、長期的に数年に一度、また、1年に1度のペースで地中レーダーやスケルカー等を使った路面陥没の予測調査を道路調査項目の中に入れていただけませんかですが、道路で陥没が発生する原因は、その多くが水道管や下水道管など、道路内に埋設されている管路の老朽化によるもので、管の破損や接続部の緩



み等から地中に水が漏出することで管路周辺の地盤が削られて空洞化が生じ、結果、道路の陥没を引き起こすという発生メカニズムであると一般的に言われております。

こうした路面下空洞化の調査に用いられる技術として、議員からございました地中レーダーやスケルカーといった調査方法が用いられております。地中レーダーによる調査方法は、車両に搭載したレーダーから道路上に電磁波を照射し、その反射波で空洞部や埋設管の位置などが検知できる技術で、国道等主要幹線道路の調査や空港内滑走路などの空洞化調査に多く用いられる調査方法であります。

また、スケルカーは、縦断、横断、水平の3次元評価でデータ解析を行い、2次元評価では判別できなかった空洞箇所、劣化箇所、埋設物を正確に特定できるようアップデートされた調査技術で、いずれも調査対象道路で車両を走行させながらデータ採取を行う調査方法であります。

町が管理する町道内に埋設されている水道管につきましては、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画により、東京都水道局におきまして、町内各所で水道管の耐震化工事が進められております。この耐震化工事に伴い、町道を掘削した際に地中障害物や空洞箇所が確認された場合は情報提供をいただき、担当課において対応を図ることとしております。

また、町が管理する下水道管につきましては、令和4年度から下水道管・管渠施設点検調査を3期14年間で実施する計画で、国道、都道及び町道に埋設されている延長99.8kmの管路内にロボットカメラやファイバースコープカメラを通すことで、漏水箇所や管渠の劣化状況等を調査し、施設の長寿命化を図る計画であります。この調査を実践することで、下水道管につきましては、ピンポイントで漏水等により道路に影響を与えている箇所の特定制も可能となり、道路内の空洞化につきましても予見が可能となるものと考えております。

また、立木等の影響やその他の要因につきましては、パトロール時の状況観察において適切な対応、措置を図ることとしております。

しかしながら、議員が申されますように、突然発生する路面の陥没は、人命に関わる重大事故に繋がる危険性は否めませんので、ご質問の地中レーダーやスケルカーによる路面陥没の予測調査につきまして、他の自治体の調査事例や調査に要する費用等について情報収集を行い、引き続き住民皆様が安全で安心してご利用いただけるよう、道路の機能管理に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 宮野亨議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（宮野 亨君） 答弁大変ありがとうございました。これで都の上下水道になっ

たことにおいて全部点検できているということで非常に安心しました。

ただ、今後、この長期異常気象等の災害によって余計に心配しちゃったことがあったり、道路を入っていただくときに道路脇のひび割れがあって、これはちょっと目視で車で走っただけでは確認できないなというのが今回の質問の出発でありました。

でも、今の答弁でそのような上下水道関係で新しくなることによって道路が維持管理できているということをお聞きしまして安心しました。でも、いつ起こるか分からないので、しつこく言っちゃって申し訳ないんですけど、今後ともひとつ道路の安全についてはよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、10 番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 3 時 20 分から再開いたします。

午後 3 時 06 分休憩

午後 3 時 20 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6 番、大澤由香里議員。

〔6 番 大澤由香里君 登壇〕

○6 番（大澤由香里君） 私からは、3 点質問させていただきます。

まずはじめに、1 点目の 60 代世代の方への助成制度についてという題で出ささせていただいたんですが、今、木村議員と話している中で、70 代でも該当するよという話があったので、ちょっと訂正しまして、60 代世代、70 代世代の方への助成制度について伺います。

第 5 期長期総合計画の最重要課題として取り組んできた少子化対策、定住化対策は、ある一定の成果を見せています。15 項目の子育て支援策は、定住応援補助事業と併せて子育て世帯から大変喜ばれている事業です。

しかし、その支援を受けられずに子育てをしてきた世代、つまり、ちょうど私の上の世代、60 代の方、70 代の方が中心になるかと思いますが、その方たちの子育て時代には、子どもが多い方などは、保育料に月 10 万円ほど払わなければならない、一月分の給料が全て保育料になったりしたと言います。それでも生活していくためには仕方がないと、子どもの

ために頑張って働いて税金も納めてきたのに、今の若い人たちは、保育料も、給食代も、医療費も、高校の授業料や交通費も、中学の制服代や体操服まで全てただでいいわねとよく言われます。昔と今では社会情勢も、町の事情も違うということも分かった上での発言です。

そして今、その世代の方たちは、まさに親の介護の問題に当たっています。親の面倒を見るために奥多摩を出なかった方たちは、親が病院や買物へ行くといえば、休みを取って送迎や付添いをしているそうです。休みは全て親のために使っているという方もいます。子どもなんだから当然と言ってしまうえばそれまでなのですが、若いときは子どものために必死で働いて、今は親の世話のためにお金も時間も使っている 60 代、70 代の方たちは、今の若い方たちへの優遇ぶりを見て不公平感を感じざるを得ないと言います。町は、高齢者対策として若者以上に支援をしていると言いますが、60 代、70 代世代の方には何もありません。

そこで、高齢ではあるが、介護の必要のない親と同居している子どもに対する助成制度、例えば同居手当というような助成制度の導入ができないか、伺います。

次に、若者定住策の今後の方向について伺います。小峰議員の質問と重複する部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

町が最重要課題として取り組んでいる少子化・定住化対策のハード面の住居整備については、2009 年、4 棟 9 戸の海沢若者住宅から整備が始まり、2022 年、現在までに 80 戸ほど整備されています。

住んでいる若者世代の方にご意見を伺いました。安価で住めて子育て支援も手厚く、とても有り難いと皆同様に言います。しかし、若者住宅の場合は、何年か先には出なければならず、探しているが見つからない。町が提示している空家物件などは条件が悪いものばかりで、しかも、選択肢が少な過ぎる。定住したいと思っても、物件や土地がなければ出ていかざるを得ないと言います。

また、定住用に整備した 22 年住めば譲渡される子育て応援住宅ですが、オール電化で、寒い冬は灯油が使用禁止のため、電気でのしのがなければならぬと聞きました。冬の寒さが非常に厳しい奥多摩では厳しい条件です。

この点について町に確認したところ、禁止はしていないが、機密性の高い住居であるので、一酸化炭素中毒のおそれもあることから、なるべく灯油の使用は控えてくださいとお願いしているという説明がされたそうですが、住民側としては、使用禁止と受け取ったといます。冬の寒さの厳しさを考えたら、灯油を使う場合は換気を頻繁に行ってください

という説明でもよかったのではないかと思います。

そのことだけが原因ではないようですが、ついの住みかとする予定で入居したら、住んでみたらいろいろ不便な点が見えて、違う住居にしたいと思っているという声も聞かれました。

また、ある方は、若者定住推進と言いながら小児科も産婦人科もない。おまけに子どもを遊ばせる公園も近くにない。外に出れば坂道だらけで、正直、子どもを育てる環境とは言い難いと言います。

他自治体も少子化対策や移住対策に力を入れはじめています。移住希望者が多いと言われる奥多摩町ですが、定住用の土地や家屋の掘り出し方の工夫や住居以外のハード面、子育てに適した環境整備など、住み続けたいと思わせる魅力面の強化を図らないと、このままでは移住希望者も定住者も減少してしまうのではないのでしょうか。町民からは、新しい家はもういいよという声も聞かれます。若者定住策の今後について町はどのように考えていますでしょうか。

最後に、英語スピーキングテストE S A T - J（イーサット・ジェイ）について伺います。

東京都教育委員会、以後、都教委と言いますが、ベネッセと協定を結び、事業主体は都教委、運営主体はベネッセという位置づけで共同実施しているE S A T - J、イングリッシュスピーキングアチーブメントテストフォージュニアハイスクールスタンダードの略だそうですが、という学校の授業でどれだけ話す英語力が身についたかを確認するアチーブメントテスト、到達度テストという位置づけの英語スピーキングテストがあります。先月11月27日に都内公立中学校の3年生が受けましたが、今年からはじめて都立高校の入試に導入され、結果は合否判定に使われます。

方法としては、生徒が専用のタブレット端末で出題されるイラストを見てストーリーを組立て、英語で答えたものを録音して採点します。結果は20点満点で、AからF、20点から0点までの4点刻みで6段階評価され、調査書、内申書に記載されます。

学力検査の得点700点満点、調査書点300点満点にE S A T - J 20点満点の結果を加えた総合得点が算出され、合否が決まることとなります。国立や私立の中学生でE S A T - Jを受けなかった場合は、仮の点数を学力検査の英語の点数を基に算出します。

この英語のスピーキングテストE S A T - Jについて入手に必要な公平、公正性が担保できないと中止を求める声が広がっています。

日本共産党都議団が指摘している大きな問題点、4つを紹介します。

1つ目に、公平性の問題です。E S A T－Jは、問題作成から試験、採点まで全てベネッセが行いますが、都教委監修というものの問題構成、出題形式、出題数、回答時間もベネッセの商品であるG T E C（グローバル テスト オブ イングリッシュ コミュニケーション）とそっくりだと指摘されています。都内で約2割の自治体がG T E Cを実施しています。当然、G T E Cを受けている学校の生徒に有利となり、公平とは言えません。そもそもテストや学習教材を販売するベネッセが入試に関わるのは公平・公正とは言えず、大学入学共通テストでは中止になりました。

2つ目に、不受験者の対応です。E S A T－Jの対象は、都内公立中学生です。国立や私立の生徒は、希望者だけが受けます。都外から転居するため、都立高校を受験する生徒は、E S A T－Jは受けられません。そこで都教委は、不受験者には2月の入試の筆記の点数が近い、ほかの受験生10人程度のE S A T－Jの平均点を与えるとしました。他人の点数で自分の点数が決まるなど、入試ではあり得ないことです。専門家がいろいろな場合のシミュレーションをやっていますが、受けないほうが受けた場合よりもいい点数になるなど、点数の逆転が起こる可能性も指摘されています。英語の筆記とE S A T－Jの得点の相関関係のデータもありません。

3つ目に、点数のおかしさです。入試ではE S A T－Jが100点から80点の生徒は20点、79点から65点の生徒は16点に換算します。そのため80点と79点の生徒ではE S A T－Jは1点しか違わないのに、入試では4点に差が拡大するというおかしな現象が生まれます。1点を争う入試では考えられないことです。そもそもスピーキングは正解が一つでなく、中3生、約7万6,000人を同じ基準で採点することは不可能だと言われています。また、採点はフィリピンで行われますが、その会社名も採点者の資格も公表されていません。

4つ目に、都教委の不当性についてです。E S A T－Jは、都立高校を受験しない生徒も含め、都内公立中学3年生全員が対象の学力テスト、アチーブメントテストです。そもそも都教委には、中学生にそうしたテストを強制できる法的権限がありません。それを入試に活用することは事実上の強制です。区市町村教育委員会と公立中学の自主性、自立性への侵害であり、教育基本法で禁じられている不当な支配に当たります。

このほかにも生徒・保護者に周知が徹底されていないことや個人情報保護の問題、特にベネッセは過去に2回も個人情報の漏えいを起こしています。ほかに、結果が遅過ぎて志望校の変更を余儀なくされる場合の中3担当教員の入試実務の混乱など、様々問題点が指摘されています。

この問題だらけの英語スピーキングテストE S A T-Jについて町はどのように認識していますか。また、奥多摩中学校では、どのような対応を取っているのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、大澤議員の一般質問にお答えいたします。

3点目の英語スピーキングテストE S A T-Jにつきましては、教育委員会の所管となりますので、後程教育長から答弁をさせていただきます。

まず1点目の60代世代の方への助成制度についてですが、議員からご説明がございましたとおり、町では第5期長期総合計画の最重要課題として取り組んでまいりました少子化対策・定住化対策が一定の成果を上げており、このことは小学校に入学する児童数の比率などの数値的データにも表れていることは、議員もご承知のとおりであります。

これらの施策は、一見すると、現役の子育て世代に向けてのみのものと受け取られがちですが、この世代の住民が増えることによって、自治会の加入をはじめ、地域コミュニティの活性化に繋がると同時に、間接的には高齢者の皆様の生活を下支えするものであることは、これまでもご説明してきたとおりであり、町といたしましては、現計画の目標年度である令和6年度、2024年度に向けて、引き続き奥多摩創造プロジェクトを推進するものであります。

一方で、現計画には5つの基本方針があり、高齢者施策は、みんなで支えるホットなまちづくりに含まれております。施策の方向といたしましては、誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり及び高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを推進しており、具体的には高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるよう支援するため、在宅高齢者福祉サービスや高齢者見守り体制のほか、各種健康づくり事業、更には、認知症高齢者への支援並びに高齢者の権利擁護事業も継続的に実施しております。

また、今年度は新たに筋力向上トレーニング施設事業として、シニア筋トレルーム、にっ古里を開設し、多くのシニア世代からご好評をいただいております。

これらの事業は、議員ご提言の子育て支援策のような直接的な助成制度ではありませんが、現計画の基本方針の実現に向けて、国、都の補助金など財源を確保しながら推進している事業であります。

町は、高齢化率が50%を超える状況にありますが、全町的な事業を実施する際には、高齢者のことを念頭に置いて事業を運営しております。一例といたしまして、新型コロナウイルス

イルスワクチン接種事業におきましても、まずは高齢者が安全・安心して接種できる体制を確保するため、昨年の初回接種時には、全国的にも導入例が珍しかった日時指定方式とし、高齢者の予約手続の負担軽減を図るとともに、接種会場内では、高齢者は着席したままの状態、事務従事者だけでなく、医師をはじめとする医療従事者も巡回する方式を採用し、高齢者の皆様はじめ、多くの町民から好意的なご意見をいただきました。また、庁用バスや西東京バスの小型バスの運行並びに町職員によるワゴン車送迎も引き続き実施しております。

議員からは、60代の方たちは、今の若い方たちへの優遇ぶりを見て不公平感を感じざるを得ない、そして、高齢ではあるが、介護の必要のない親と同居している子どもに対する助成制度を導入できないかとのご質問いただきましたが、先程ワクチン接種事業の一例を挙げさせていただきましたとおり、まずは高齢者の皆様を考えて事業運営を図っておりますことをご認識いただきたいと存じます。

また、町におきまして新たな助成制度など新規事業を創設する場合には、町単独での財源確保は難しく、国や都からの財源確保が必要であります。60代に特化した助成制度に対する国、都の補助事業のメニューがないこと並びに当該世代のみに助成を行おうとする場合、どのように公益性を担保していくのか、様々な課題があり、新たな助成制度の実現は難しいと考えます。

町といたしましては、国が令和6年度から全国全ての市区町村で実施することとしている高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を踏まえ、令和6年度から始まる第9期奥多摩町介護保険事業計画におきまして、各種の在宅高齢者福祉サービスや介護予防サービス等について、見直しと拡充を図ることで高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、引き続き支援してまいります。

そして、これら的高齢者施策を実施することにより、介護まで必要のない親と同居している子どもの生活に対しましても間接的な支援に繋がる施策になるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の若者定住策の今後の方向についてですが、先程8番、小峰陽一議員の一般質問の答弁と重複する部分もございますが、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

町では、少子高齢化による不安や新たな課題を解消するために、平成20年3月に地域全体で子どもや子育てを支援し、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、住民皆様が安心して子育てができる環境を整備することを目的に、奥多摩町子ども・子育て支援推進条例

を制定し、以後、様々な制度や事業の見直しを行いながら、現在まで全国でも有数の支援策を実施しております。

議員からの若者定住策の今後について町はどのように考えていますでしょうかのご質問についてですが、町における今後の対策といたしましては、現行の第5期長期総合計画を基本としつつも、町営若者住宅の入居期限を迎える方々が見込まれる中、議員がおっしゃられるとおり、宅地の確保及び提供については優先的に取り組む必要があり、喫緊の課題の一つであると考えております。

宅地の確保については、町の多くは急峻な地形にある中で、新たに宅地を造成するには費用がかさむ傾向にあります。比較的平坦でまとまった用地が確保できる場所については、分譲地の整備を中心に進めてまいりたいと考えております。

なお、議員からご指摘がございました子育て応援住宅における暖房方式についてですが、高気密・高断熱で設計されて住宅では、換気の原因から石油ストーブではなく、エアコンやオイルヒーター、こたつ、ホットカーペット等を使用していただくよう推奨している住宅もございますので、ご理解をお願いいたします。

また、定住用の土地や家屋の掘り出し方の工夫や住居以外のハード面、子育てに適した環境整備など、魅力面の強化を図るようにとのご提言につきましても、ハード面では町の地形的側面から難しい状況もございますが、移住された方が住んで良かったと思っただけのよう、東京都との施策連携や支援もいただきながら、奥多摩町独自の豊かな自然環境、充実した子育て支援等の特徴を生かして、ハード面とソフト面のバランスを取りつつ、地域コミュニティの現状も把握しながら、引き続き若者定住化対策を推進してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 6番、大澤由香里議員の一般質問、英語スピーキングテストESAT-Jについてにお答えいたします。

はじめに、令和4年度中学校英語スピーキングテストESAT-J実施要項の目的は、1、都内公立中学校、中等教育学校前期課程、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中等部における生徒の英語、話すことの力を評価し、英語教育の充実や改善に役立てる。2、都立高等学校入学者選抜において、英語、話すこと的能力についてESAT-Jの結果を



活用し、義務教育の学習の成果を的確に測定すると規定されております。

この事業の実施主体ですが、東京都中学校英語スピーキングテスト事業に関することは、東京都教育委員会となり、E S A T－Jの実施運営に関することは、東京都教育委員会が公募・選定した民間の試験実施団体となります。

東京都教育委員会からの説明では、E S A T－Jの意義・目的では、1、小・中・高校における一貫した英語教育の推進による生徒の使える英語力の育成を図ること、2、中学校における学習により身につけた話すことの力を客観的に評価すること、3、中学校と高校における英語指導の充実及び円滑な接続をすること、4、英語を学習することの意義や価値を実感し、生涯にわたり学び続ける意欲の向上を図ることと位置づけられています。

また、E S A T－Jは、入学者選抜学力調査とは異なるテストで、目標に準拠したアチーブメントテスト、すなわち学習達成度を測定する学力テストであると認識しております。

また、奥多摩中学校の取組みですが、事業趣旨については、生徒・保護者の理解を深めるために、4月に中学3年生の生徒及び保護者に、中学校英語スピーキングテスト、E S A T－Jリーフレットを配布、5月に概要を配布、6月に令和4年度中学校英語スピーキングテストE S A T－Jの要項やQ&Aを配布、7月に中学校英語スピーキングテストE S A T－Jのお知らせ、都立高校入試への活用について及び保護者向け説明動画を公開し、周知を図ってまいりました。

このように、学校から各家庭に適宜通知等を行って周知を図っておりますが、生徒や保護者からの批判的なご意見はなかったことから、問題なく受け入れられていると認識しております。

町教育委員会としても、小・中・高校で使える英語力の育成は、児童・生徒にとっても意義あるものと考えております。

しかしながら、今回はじめて11月27日（日）に都立高校を使用し、中学校英語スピーキングテスト、E S A T－Jを行いました。現時点では見えていない課題等もあるかもしれませんので、引き続き学校からの聞き取りや生徒・保護者のご意見などを真摯に受け止め、改善すべきことがあれば、東京都教育委員会へ要望を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても中学3年生は受験という大きな壁に向かって日々努力しておりますので、その努力が結ばれますように、教育委員会としても生徒たちを全面的に応援してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 大澤由香里議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。60代、70代の方への介護サービスを利用していない親の面倒を見ている、同居している60代、70代の方への支援というのは難しいという話でした。間接的に高齢者への支援をすることでということだったので、それは60代、70代の方も重々知っているんですね。ただ、親がいると、親がやっぱり自分たちを頼ってくる。町のサービスを使うよりかは子どもに頼んだほうが良いというところで頼まれると。子どもも、やはり親のためにはというところで、休みを使い、先程木村議員ともお話ししましたが、泊まりも行けないと、奥さんの実家にもなかなか行っていないというような話もありました。親のためにどうしても自分たちの時間が使われるというか、使ってしまうというような実情があります。

先程、国や都の補助がないという話がありましたが、ちょっと調べてみました。介護保険サービスを利用せずに、在宅で高齢者を介護している同居の家族に対して、その労をねぎらい、家族の経済的負担の軽減を図ることを目的に支給される家族介護慰労金という制度があります。これは要介護4から5に認定された要介護者を介護している家族に対して、条件を満たした場合に自治体から年額10万円ほどが支給される制度です。町では実施はしていないと思いますが、実施していたとしても今回の町民の要望には当てはまりません。

また、要介護及び要支援に非該当と認定された方に対する支援としては、介護予防や重症化の防止、居住環境の改善のために自宅などを改良する場合に、その費用の一部を助成する高齢者自立支援住宅改修給付制度や日常生活動作に低下が認められる高齢者に手すりやつえなど、在宅生活継続のための用具の購入の一部を助成する高齢者自立支援日常生活用具給付があり、町でもこれは実施しています。

介護の必要のない高齢者に対する支援ではありますが、家族に対する支援ではありませんので、今回の町民の要望するところとは違うかと思います。今回の質問は、ほかに例のない支援の要望ですし、町としても答えづらい質問であったかと思いますが、こういった声が少なからずあるということは事実です。町としてこの世代の方の声を積極的に聞く必要があるかと思いますが、その点についてどのように考えておられるか、お答えください。

次の若者定住策の今後についてなんですけれども、今までどおり進めるという答弁でした。様々な課題があるかと思いますが、今の若者定住推進課の体制では、様々な課題や新しいことに取り組む余裕がないように思います。

再三申し上げていますが、最重要課題が3人では少な過ぎると思います。ぜひ人的配置を見直して、余裕を持って政策に取り組めるような改善をしていただきたいと思います。

1点再質問をさせていただきます。定住するための住居の宅地がないというお話もありましたが、住居以外のハード面について病院や公園がないという声も紹介しました。その公園について伺います。

奥多摩は自然が豊富で、自然を使った遊びにおいては、町全体がフィールドで、場所についてはあり余るほどあります。奥多摩の自然に魅力を感じて移住してこられる方は、子どもを自然に触れさせて遊ばせたいと思っている方がほとんどです。が、幼児のときは、自然の中での遊びは限定されます。カヌーやサップにしても、川遊びにしても、小学生くらいにならないとできません。若者定住をうたうなら、少なくとも若者住宅の近くには子どもを安全に遊ばせられる公園、庭みたいなものでもいいかと思いますが、必要だと思います。海沢の若者住宅には、ちっちゃい庭みたいのがありますが、ほかの若者住宅のところにはないと思います。急峻な地形の奥多摩町において場所の確保は難しいかと思いますが、狭くてもいいので、ぜひ確保していただきたいと思います。

また、よそからも行ってみたい、来てみたいと思われるような大型公園、例えばアスレチックですとか、高齢者向けの健康遊具を設置された公園などを目玉として造ってみることも考えていいのではないかと思います。町民の方からも古里中のグラウンドを使ったそういう公園どうかという声も上がっているかと思いますが、公園について町の見解を伺います。

E S A T - J について、実態を知った被害者や専門家から多くの懸念が示されています。都議会ではE S A T - J の入試活用中止を求める議員連盟が結成され、党派を超えて7党派42人が声を上げています。9月15日の都議会文教委員会では、中学校英語スピーキングテスト結果の都立高校入試への活用の延期・見直しに関する請願というものが出されて、中止を求める世論に押されて継続審査となりました。都民を代表する都議会が継続審査という結論を出したことは重要だと思います。

中学生のこれからの人生を決める大切な試験に、公平性・公正性が疑問視されるものを導入してはいけないと思います。町として中止する権限はありませんが、今年の中3生のみならず、これからの奥多摩の子どもたちのためにも、町教育委員会として東京都に対して問題だらけの英語スピーキングテストE S A T - J を入試に活用しないよう求めるべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 6番、大澤議員の1点目の再質問にお答え申し上げます。

議員からは、60代、70代世代に対しての助成制度というところの中で、再質問では高齢者の皆様の声を、町としてどういうふうに把握するのか、受け止めるのか、再質問いただいたところでございます。

町といたしまして町長の答弁でもありましたけれども、令和6年度から始まります第9期奥多摩町介護保険事業計画の策定に向けまして、来年度令和5年度、こちら介護の計画の策定のたびにニーズ調査という形で実施しておりますけれども、これまで同様に、来年度令和5年度に町内在住の65歳以上の方全ての方を対象にニーズ調査を実施いたします。そちらの設問等も工夫をしながら、高齢者の皆様は今どのようにお考えなのか、現時点のお考え把握をさせていただきまして、令和6年度から始まる第9期介護保険事業計画等へ政策に反映をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 6番、大澤議員の2点目、3点目のご質問にお答えします。

まず2点目の公園の関係でございます。教育委員会の基本的な考え方といたしましては、以前から公園のことについては各議員さんからご質問等いただいているところでございます。

まず若者住宅の付近に公園を設置するというところでございますが、今、子どもの数が非常に少なく、以前はスポーツ広場条例というものを設置して、各自治会にスポーツ広場を整備したという経緯がございます。ただ、その中で各自治会のほうから、使わなくなったので遊具を撤去してほしいですとか、整備ができないので何とかしてほしいというような要望、または文部科学省のほうから遊具の再点検ということで安全確認等を行うことになりまして、遊具を撤去したというような経緯がございます。

そのような中で、やはり子どもたちが安全・安心に遊べる場の提供というのは当然必要ということから、学校の校庭を開放する、これは保険も当然かけて、本来であれば一度帰って遊びに来なさいというのが教育委員会の過去の方針だったんですけども、今は帰らずに、校庭を開放してそこで自由に遊んでいただくと。また、かつ子ども家庭支援センターや福祉会館の1階の部分を活用して子どもの居場所をつくるというようなことを含めて子どもの居場所づくりを進めてきました。

また、大規模な公園につきましては登計原山村広場運動公園というのが奥多摩町の唯一の山村広場運動公園となっております、そちらには誰でも来られる遊具等も設置しております。

遊び場の部分についてはいろいろなご意見等もあります。直近では川井の分譲地のそばにはスポーツ広場のところにトイレと遊具を設置したと。今後はそういう状況に応じて検討していきたいというふうに考えております。例えば1自治会に1世帯しかない場所に公園、広場、遊び場を設置するというのはなかなかコストの面から見ても実現するのは難しいと考えておりますので、やはりある程度人口がいる、そうなりますと、やはり学校の校庭等がいいのかなというふうなご意見も出てきますし、また、放課後の活用の仕方を考えて、何とか子どもを安全・安心に遊ばせる場所を提供していきたいというふうに検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目のESAT-Jの関係でございます。こちらについて本年度はじめて本格的にスタートするというこゝで、非常に教育委員会としても注視しておりました。そのようなこゝから先程教育長から答弁をさせていただいたとおり、4月から保護者や生徒の皆様には周知を重ねておったんですけれども、特に不安ですとか、不満とかというようなこゝが学校を通じて出てこなかったというようなこゝもございまして、今回、保護者の中ではご理解いただいているのかなというふうに教育委員会のほうでは考えておりました。

実際に今回27日にはじめて生徒の皆様が2か所の高校に行って受けられております。その状況も教育委員会のほうとしては確認してございまして、学校のほうに聞き取りをしたこゝろ、生徒の感想については、特に不満とか、苦情みたいなものはなかったというふうに教科の先生から聞いております。

ただし、テストは難しかったという生徒たちの感想が多かったと。特にそのような感想はいただいておりますが、テスト云々に対して中止したほうがいい、やめたほうがいいというのは、学校の先生、生徒、保護者からはなかったというふうに聞いております。

また、今後の取組みでございましてけれども、こちらの英語については、指導要領の中で5領域、これは聞くこゝろ、読むこゝろ、話すこゝろ、話すこゝろはやり取りと発表、また書くこゝろということ、非常に使える英語という視点ではスピーキングテストというのは有効的だというふうにも聞いております。

ただし、先程大澤議員さんがお話のあったように、問題点もあるんじゃないかというようなこゝもございまして、先日も都教委のほうとやり取りをさせていただきまして、どういふ問題があるのかというような部分も今やり取りをしている最中ではございまして。

また、教育長を通して教育長会、これは西多摩の教育長会もございまして、その辺りで情報交換をして、実際に受けた生徒が西多摩地区の中でも何か不適切な部分があったのかどうかという、そういう聞き取りもして、最終的には教育長会の中で判断し、問題があ

れば東京都教育委員会のほうに要望していきたいというふうに考えております。

ただ、現状では今のところ、今言ったように保護者、生徒、先生からは、特に問題はないというふうに受けておりますので、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 大澤議員、何かありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ありがとうございます。60代、70代の方については、アンケート、ニーズ調査で声を拾っていただけるということで、ぜひその方たちが町の施策でよかったなと思ってもらえるように、ぜひ声を拾っていただければと、施策に反映していただければと思います。

公園については、私も前、子ども委員か何かのときに全町の公園を見回したこともありますが、やっぱり子どもが少なくなって使われていない公園というのがあって、ゲートボール場になっていたりしたのはよく見えています。なので、全自治会に公園をということではなくて、せめて若者住宅の近くにはあったほうがいいかなと。若者住宅、何世帯か固まっていますので、その子どもたちが遊べるような場所を何か確保していただければと思います。

E S A T - J についてです。先程保護者の方からも、子どもたちからも不平・不満がなかったというようなご意見でしたけれども、保護者の方何人かに伺いました。「知っているか」ということを伺いましたら「よく知らない」という答えでした。「そういう通知はないの」と聞いたら「何か来てたかな」というところで、ただ配られただけというところで、保護者会も何か余り開かれなかったということで、ちゃんとした説明がされていないというところでした。実態を説明しましたら「ええっ」というところで、「そんなの」というところですのでびっくり驚かれておりました。

質問ではありませんが、11月27日に受験した生徒さんの声を紹介したいと思います。

「イヤーマフがきつくて痛かった割に音が漏れていた」「漏えい対策として前半組と後半組の集合時間と解散時間が同じになっていたため、たった15分のテストなのに待機時間が長過ぎた」、漏えい対策と言いながら、その子が行ったところは多摩高だったそうですが、そこではなかったそうですが、前半組の音が後半組の待機している教室まで聞こえてくる会場もあったようです。それから「待機時間のザーザーという音が邪魔で集中できなかった」「イヤホンの操作手順の動画説明があったがうまくできず、焦った」「イヤーマフが頭から落ちそうになっても、耳が痛くなっても、試験中に触ったら不正行為になるから動かさなくて苦痛だった」「絵が分かりづらかった」「試験内容が難しかった」「練習しに

くい」「平等な採点無理でしょ」「やる意味が分からない」「結果が遅過ぎる」「やるんならもっと仕組みを整えてほしい」といった声が寄せられています。

また、当日 7,000 人が欠席したそうですが、欠席連絡の電話を何回かけても繋がらず、不安になった、困ったという声が SNS 上で見られました。学校現場でも、都教委からの連絡が非常に遅く、対応に振り回されているというような声もあります。先生からは、もしかしたらなくなるかもという、入試に導入なくなるかもというような声もちらっと出たようなこともあったようです。生徒さんも、保護者も、学校の先生も非常に困惑している様子がうかがえます。理不尽な仕組みの上に、当日のテストの段取りでも問題があり過ぎの E S A T - J は、今からでも入試への導入を取りやめるべきです。ぜひ町にはそういった声も紹介しながら、強く都のほうに意見していただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、6 番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

以上で、日程第 2 一般質問は、全て終了しました。

次に、日程第 3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、配布の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第 4 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任す

ることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 12月議会の閉会に当たりまして一言挨拶をさせていただきます。

この議会では、条例の制定1件、改正が6件、そして本年度令和4年度補正予算3件の審議をしていただきました。全てご決定をいただきました。ありがとうございます。

補正予算審議の中で、森林環境税についてのご質問をいただきました。今、譲与税を受けている状況ではありますが、今後、皆様に税金がかかってくるのがもうすぐに迫っております。審議の中で、東京都においては区部との連携事業の検討が進められておりますが、我が町としてこれからどうやっていくかという課題もそろそろ用意していかなければいけないというふうに思っております。現状では、この連携事業を積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、皆様方からのご意見を受け止め、事務作業の流れの中で改めてチェック体制に細心の注意を払うべく対処してまいりたいというふうに思っております。

11名の議員皆様から17の一般質問をいただきました。教育をはじめ、地域の諸課題に加え、DX化等、時代を反映した取組など様々な視点からのご提言をいただきました。このことは、これからの町村の在り方が問われる、この数年の動きをしっかりと受け止めて対応してまいりたいというふうに思っております。

さて、コロナ感染症対策です。ワクチン接種につきましては、定例会初日にご報告いたしましたとおりでありますが、町医師会をはじめ、医療、福祉等、関係機関の皆様には変わらぬご協力をいただいております。改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、過去2年ではインフルエンザの発症が抑えられておりましたが、一般質問にもございましたように、この冬は十分な警戒が必要であり、町としてもしっかりとした対策を講じてまいりたいと思っております。

本年1年間、議員皆様にはコロナ感染症対策にご理解を賜り、議会運営ができましたことを改めて感謝を申し上げます。

年末年始、健康にご留意されますようご祈念申し上げます、本定例会の閉会の挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和4年第4回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、



大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 08 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員